資料 1

平成24年第4回定例会 健康福祉局関係 条例議案について

施策	議案番号	識案名	施行期日
生活衛生	第187号	川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する条例の制定について※	公布の日
	第188号	川崎市理容師法施行条例の制定について	平成25年4月1日
	第189号	川崎市美容師法施行条例の制定について	平成25年4月1日
	第190号	川崎市興行場法施行条例の制定について	平成25年4月1日
	第191号	川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例の一部を改正する	平成25年4月1日
		条例の制定について	
	第192号	川崎市公衆沿場は施行条例の制定について	平成25年4月1日
	第193号	川崎市クリーニング業法施行条例の制定について	平成25年4月1日
	第194号	川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の制定について※	平成25年4月1日
医療	第195号	川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条例の制定について※	公布の日
	第196号	川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
	第197号	川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制	平成25年4月1日
障害者		定について	
施策	第198号	川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
ルルペ	第199号	川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について	平成25年4月1日
	第200号	川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
	第201号	川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
生活	第202号	川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
保護			
	第203号	川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
	第204号	川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
	第205号	川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
高齢者施策	第206号	川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について	平成25年4月1日
	第207号	川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定に	平成25年4月1日
		ついて	
	第208号	川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定につい	平成25年4月1日
		て	
	第209号	川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定に	平成25年4月1日
		ついて	
	第210号	川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制	平成25年4月1日
		定について	
	第211号	川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービ	平成25年4月1日
		スに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定について	
	第212号	川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密	平成25年4月1日
		着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する	
		条例の制定について	

[※] 議案第187号、第194号及び第195号はパブリックコメント手続条例に基づき、パブリックコメントを要しなかったため、パブリックコメントは実施していない。

議案第187号 川崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する 条例の制定について

議案書(その1):171ページ~172ページ

1 条例制定の背景

食品衛生法施行令の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、都道府県、政令指定都市及び中核市が設置する食品衛生検査施設について、設備に関する基準は厚生労働省令で定める基準に従い、職員の配置に関する基準は厚生労働省令で定める基準を参酌して、当該都道府県等の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則3箇条及び附則で構成)

- (1) 市が設置する食品衛生検査施設に設けるべき設備並びに機械及び器具の基準について定めるもの (第2条)
- (2) 市が設置する食品衛生検査施設に配置する職員の基準について定めるもの(第3条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市の食品衛生検査施設における正確な検査を行うために必要な設備及び職員の配置の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準を設けないこととした。

4 参考

本市が設置する食品衛生検査施設

「川崎市衛生研究所(平成25年3月から川崎市健康安全研究所として業務を開始する予定)」と 「川崎市中央卸売市場食品衛生検査所」の2施設がある。両施設では、食品衛生法に基づく食品等の 微生物検査(食中毒原因菌、ノロウイルス等の検査)、理化学検査(食品添加物、残留農薬、遺伝子 組換え食品、特定原材料、自然毒等の検査)等を行っている。

議案第188号 川崎市理容師法施行条例の制定について

議案書(その1):173ページ~176ページ

1 条例制定の背景

理容師法及び理容師法施行令の一部改正により、都道府県から基礎自治体への権限移譲の一環として、 理容師法及び理容師法施行令において都道府県で定めることとされていた理容の業を行う場合の衛生上 必要な措置、理容所の衛生上必要な措置及び出張業務のできる場合について、保健所設置市等が条例で 定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5箇条及び附則で構成)

- (1) 理容師法の規定による理容の業を行う場合の衛生上必要な措置に関する基準(第2条)
- (2) 理容師法の規定による理容所の衛生上必要な措置に関する基準(第3条)
- (3) 理容師法施行令の規定による理容所以外の場所で業務を行うことができる場合(第4条)

3 神奈川県条例からの内容の変更について

これまでの規制の経緯や県内他都市との調整を踏まえ、おおむね現行の基準である神奈川県の条例に準拠し、必要に応じて変更を加えることとした。

※神奈川県の条例からの主な変更内容

- (1) 衛生上必要な措置として、窓その他の開口部にねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備(網戸等)を有するとともに、必要に応じて駆除を行うことを基準とした。【第3条第10号】
- (2) 山間へき地等の地域を対象にした衛生措置の基準の適用除外規定について、市内では該当する地域はないため、削除することとした。【第3条】

4 参考

・理容所とは

理容(頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること)の業を行うための施設。理容所を開設しようとする者は、保健所長に届け出なければならない。構造設備基準について保健所長の適合確認を受けた後でなければ使用してはならない。平成24年3月末日現在、744施設。

議案第189号 川崎市美容師法施行条例の制定について

議案書(その1):177ページ~180ページ

1 条例制定の背景

美容師法及び美容師法施行令の一部改正により、都道府県から基礎自治体への権限移譲の一環として、 美容師法及び美容師法施行令において都道府県で定めることとされていた美容の業を行う場合の衛生上 必要な措置、美容所の衛生上必要な措置及び出張業務のできる場合について、保健所設置市等が条例で 定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5箇条及び附則で構成)

- (1) 美容師法の規定による美容の業を行う場合の衛生上必要な措置に関する基準(第2条)
- (2) 美容師法の規定による美容所の衛牛上必要な措置に関する基準(第3条)
- (3) 美容師法施行令の規定による美容所以外の場所で業務を行うことができる場合(第4条)

3 神奈川県条例からの内容の変更について

これまでの規制の経緯や県内他都市との調整を踏まえ、おおむね現行の基準である神奈川県の条例に準拠し、必要に応じて変更を加えることとした。

※神奈川県の条例からの主な変更内容

- (1) 衛生上必要な措置として、窓その他の開口部にねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備(網戸等)を有するとともに、必要に応じて駆除を行うことを基準とした。【第3条第10号】
- (2) 山間へき地等の地域を対象にした衛生措置の基準の適用除外規定について、市内では該当する地域はないため、削除することとした。【第3条】

4 参考

・美容所とは

美容(パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること)の業を行うための施設。美容所を開設しようとする者は、保健所長に届け出なければならない。構造設備基準について保健所長の適合確認を受けた後でなければ使用してはならない。

平成24年3月末日現在、1,284施設。

議案第190号 川崎市興行場法施行条例の制定について

議案書(その1):181ページ~187ページ

1 条例制定の背景

興行場法の一部改正により、都道府県から基礎自治体への権限移譲の一環として、興行場法において 都道府県で定めることとされていた設置の場所の基準、構造設備の基準及び衛生上必要な措置の基準に ついて、保健所設置市等が条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則7箇条及び附則で構成)

- (1) 設置の場所の基準 (第2条)
- (2) 構造設備の基準(第3条)
- (3) 衛生上必要な措置の基準 (第4条)

3 神奈川県条例からの内容の変更について

これまでの規制の経緯や県内他都市との調整を踏まえ、おおむね現行の基準である神奈川県の条例に準拠し、必要に応じて変更を加えることとした。

※神奈川県の条例からの主な変更内容

- (1) 衛生上必要な措置として、客席、ロビー等の入場者が利用する場所について、必要に応じて 消毒等を行うこととする。【第4条第1項第1号】
- (2) 衛生上必要な措置として、機械換気設備を使用する場合の空気環境の基準の一つである「客席の空中落下細菌数」は、他の基準で担保されるため、基準から削除することとする。 【第4条第2項第2号】

4 参考

・興行場の定義及び営業許可

興行場とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。業として興行場を経営しようとする者は、保健所長の許可を受けなければならない。平成24年3月末日現在、36施設。

議案第191号 川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案書(その1):189ページ~203ページ

1 条例制定の背景

旅館業法に係る施設の構造設備の基準については、これまでも保健所設置市等が条例で定めることとされていたが、旅館業法の一部改正により、更なる都道府県から基礎自治体への権限移譲の一環として、都道府県で定めることとされていた衛生措置の基準、営業者が宿泊拒否できる事由等について、保健所設置市等が条例で定めることとされたため。

2 改正条例の主な内容

- (1) 旅館業法による衛生措置の基準【改正条例第4条及び別表第1】
- (2) 旅館業法施行令による旅館業の施設の構造設備の基準【改正条例第6条及び別表第2(ホテル営業)、改正条例第7条及び別表第3(旅館営業)、改正条例第8条及び別表第4(簡易宿所営業)、改正条例第9条及び別表第5(下宿営業)】

3 神奈川県条例(衛生措置の基準)及び現行の市条例(構造設備の基準)からの内容の変 更について

権限移譲により新たに規定する衛生措置の基準等についてはこれまでの規制の経緯や県内他都市との調整を踏まえ、おおむね現行の基準である神奈川県の条例に準拠することとし、構造設備の基準については、近隣自治体における規制の状況や厚生労働省の見解を踏まえ、また、公衆浴場の基準との整合性を図る観点等から、必要に応じた変更を加えることとした。

※神奈川県の条例からの主な変更内容 【改正条例第4条及び別表第1】

- (1) 施設全体の衛生措置の基準として、営業施設の内外について、必要に応じて消毒等をすることとする。
- (2) 浴室等の衛生措置の基準として、次のとおりとすることとする。
 - アレジオネラ症等の防止を図るため、ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水の水質検査の回数を1年に1回以上とし、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水の水質検査の回数を1年に2回以上とする。
 - イ浴槽からあふれた湯水は、浴用に供することはできないこととする。
 - ウ 水質検査の結果は市長へ報告することとし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していな い場合は適切な措置を講じなければならないこととする。

- ※現行の市条例からの主な変更内容【改正条例第6条及び別表第2(ホテル営業)、改正条例第7条 及び別表第3(旅館営業)、改正条例第8条及び別表第4(簡易宿所営業)、改正条例第9条及 び別表第5(下宿営業)】
 - (3) ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業における客室の構造設備の基準として、室内で宿泊料金の支払ができる構造設備の設置の禁止は、近隣自治体における規制の状況や厚生労働省の見解を踏まえ、また、他の基準等により宿泊者等の施設への出入りは確認できることから、基準から削除することとする。
 - (4) 浴室等の構造設備の基準として、浴槽水をろ過器等により循環させる構造の浴槽の補給口及 ひ吸込口の位置等をより衛生的なものとすることとする。

4 参考

・旅館業の定義及び営業許可

ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。旅館業を経営しようとする者は、保健所長の許可を受けなければならない。

平成24年3月末日現在、159施設(ホテル営業30施設、旅館営業43施設、簡易宿所営業81施設、下宿営業5施設)。

議案第192号 川崎市公衆浴場法施行条例の制定について

議案書(その1):205ページ~215ページ

1 条例制定の背景

公衆浴場法の一部改正により、都道府県から基礎自治体への権限移譲の一環として、公衆浴場法において都道府県で定めることとされていた設置の場所の配置の基準及び衛生措置等の基準について、保健所設置市等が条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5箇条、附則及び別表で構成)

- (1) 設置の場所の配置の基準(第3条)
- (2) 衛生措置等の基準(第4条、別表第1:一般公衆浴場、別表第2:風俗営業法に規定する営業を 行う公衆浴場、別表第3:蒸気・熱気等を使用する公衆浴場)

3 神奈川県条例からの内容の変更について

これまでの規制の経緯や県内他都市との調整を踏まえ、おおむね現行の基準である神奈川県の条例に準拠し、必要に応じて変更を加えることとした。

※神奈川県の条例からの主な変更内容

- (1) 衛生措置の基準として、次のとおりとすることとする。【別表第1】
 - アレジオネラ症等の防止を図るため、ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水の水質検査の回数を1年に1回以上とし、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水の水質検査の回数を1年に2回以上とする。
 - イ浴槽からあふれた湯水は、浴用に供することはできないこととする。
 - ウ 水質検査の結果は市長へ報告することとし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していな い場合は適切な措置を講じなければならないこととする。
- (2) 構造設備の基準として、浴槽水をろ過器等により循環させる構造の浴槽の補給口及び吸込口の位置等をより衛生的なものとすることとする。 【別表第1】

4 参考

・公衆浴場の定義及び営業許可

温湯、温泉等を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。業として公衆浴場を経営しようとする者は、保健所長の許可を受けなければならない。平成24年3月末日現在、一般公衆浴場65施設、その他の公衆浴場199施設(個室付浴場81施設、蒸気・熱気等を使用する公衆浴場5施設、その他113施設)。

議案第193号 川崎市クリーニング業法施行条例の制定について

議案書(その1):217ページ~219ページ

1 条例制定の背景

クリーニング業法の一部改正により、都道府県から基礎自治体への権限移譲の一環として、クリーニング業法において都道府県で定めることとされていたクリーニング所における必要な措置について、保健所設置市等が条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則2箇条及び附則で構成)

クリーニング所における必要な措置(第2条)

3 神奈川県条例からの内容の変更について

これまでの規制の経緯や県内他都市との調整を踏まえ、おおむね現行の基準である神奈川県の条例に準拠し、必要に応じて変更を加えることとした。

※神奈川県の条例からの主な変更内容

(1) ねずみ、昆虫等による洗濯物への汚染を防止する措置を講ずるとともに、必要に応じて駆除を行わなければならないこととする。

【第2条第5号】

(2)全ての種類のドライクリーニングの溶剤について、排液及び廃棄物を適正に処理しなければならないこととする。【第2条第12号】

4 参考

クリーニング所とは

洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設。クリーニング所を開設しようとする者は、保健所長に届け出なければならない。構造設備基準について保健所長の適合確認を受けた後でなければ使用してはならない。平成24年3月末日現在、949施設(一般クリーニング所358施設、取次店586施設、無店舗取次店5施設)

議案第194号 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の 制定について

議案書(その1):221ページ~223ページ

1 条例制定の背景

水道法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、水道法において政令で定める こととされた専用水道に係る水道技術管理者の資格は、専用水道の設置者が地方公共団体である場合 にあっては、政令で定める資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則2筒条及び附則で構成)

本市が設置する専用水道における水道技術管理者の資格(第2条)

3 資格の内容について

水道技術管理者が担う重要な役割に鑑み、学校教育法による土木工学科(土木科)又はこれに相当 する課程の履修経歴と水道に関する技術上の実務経験との総合判断によるものとされている現在の資 格水準を引き続き維持することとした。

4 参考

・専用水道とは

寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの等をいう。

水道技術管理者の役割

水道施設が水道法に定める施設基準に適合しているか否かの検査、水質検査及び施設検査など水道 の適正な管理を確保するための事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する重要 な役割を担っている。

議案第195号 川崎市診療所における専属薬剤師の配置基準に関する条 例の制定について

議案書(その1):225ページ~226ページ

1 条例制定の背景

医療法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、医療法において定められていた専属薬剤師の配置基準は、厚生労働省令で定める基準に従い、病院にあっては都道府県、診療所にあっては保健所設置市等の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則2筒条及び附則で構成)

市の区域にある診療所に専属薬剤師を置かなければならない基準(第2条)

3 基準の内容について

医師が常時3人以上勤務する診療所においては、多種の薬剤が取扱われる機会が多いため、薬剤に 関して専門的知識を持っている薬剤師を専属に置いて、薬剤の保管、管理及び調剤をさせる必要があ る。

そのため、専属薬剤師の配置基準は、引き続き厚生労働省の定める現在の水準を維持し、医師が常時3人以上勤務する診療所に専属薬剤師を置くこととする。

議案第196号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関 する条例の制定について

議案書(その1):227ページ~268ページ

1 条例制定の背景

障害者自立支援法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、障害者自立支援法に おいて厚生労働省令で定めることとされていた障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、 厚生労働省令で定める基準をもとに条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則9章建て90箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 療養介護の設備及び運営の基準 (第4条~第32条)
- 第3章 生活介護の設備及び運営の基準(第33条~第50条)
- 第4章 自立訓練 (機能訓練) の設備及び運営の基準 (第51条~第55条)
- 第5章 自立訓練(生活訓練)の設備及び運営の基準(第56条~第60条)
- 第6章 就労移行支援の設備及び運営の基準(第61条~第69条)
- 第7章 就労継続支援A型の設備及び運営の基準(第70条~第84条)
- 第8章 就労継続支援B型の設備及び運営の基準(第85条~第87条)
- 第9章 多機能型の事業所に関する特例(第88条~第90条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する必要 最低限の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

・従前の経緯について

障害者自立支援法第80条の規定により、障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行及び就労継続支援等については、サービス提供にあたって施設(建物)を必要とすることから、適正な事業の運営を担保するため、その設備及び運営について、厚生労働大臣が基準を定めなければならないとされており、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。)」が定められていた。

・市内の事業所数(平成24年10月1日現在)

4								
事業名	事業所数	事業名	事業所数					
療養介護	1	就労移行支援	13					
生活介護	5 3	就労継続支援A型	2					
自立訓練(機能訓練)	1	就労継続支援B型	3 9					
自立訓練(生活訓練)	5							

議案第197号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の制定について

議案書(その1):269ページ~372ページ

1 条例制定の背景

障害者自立支援法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、障害者自立支援法において厚生労働省令で定めることとされていた指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則15章建て204箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の人員、設備及び運営等に関する基準 (第5条~第49条)
- 第3章 療養介護の人員、設備及び運営等に関する基準(第50条~第78条)
- 第4章 生活介護の人員、設備及び運営等に関する基準(第79条~第98条)
- 第5章 短期入所の人員、設備及び運営等に関する基準(第99条~第112条)
- 第6章 重度障害者等包括支援の人員、設備及び運営等に関する基準(第113条~第123条)
- 第7章 共同生活介護の人員、設備及び運営等に関する基準(第124条~第141条)
- 第8章 自立訓練 (機能訓練) の人員、設備及び運営等に関する基準 (第142条~第151条)
- 第9章 自立訓練(生活訓練)の人員、設備及び運営等に関する基準(第152条~第161条)
- 第10章 就労移行支援の人員、設備及び運営等に関する基準(第162条~第171条)
- 第11章 就労継続支援A型の人員、設備及び運営等に関する基準(第172条~第184条)
- 第12章 就労継続支援B型の人員、設備及び運営等に関する基準(第185条~第193条)
- 第13章 共同生活援助の人員、設備及び運営等に関する基準(第194条~第200条)
- 第14章 多機能型の事業所に関する特例(第201条、第202条)
- 第15章 共同生活介護と共同生活援助事業を一体的に行う、一体型指定共同生活介護事業所等に関する 特例(第203条、第204条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する必要最低限の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

・ 従前の経緯について

障害者自立支援法第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が行うサービスの質を担保するため、事業者指定に関する人員、設備及び運営の基準について、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」が定められていた。

・市内の事業所数(平成24年10月1日現在)

事業名	事業所数	事業名	事業所数
居宅介護	155	共同生活介護	6 4
重度訪問介護	152	自立訓練(機能訓練)	1
同行援護	5 6	自立訓練(生活訓練)	5
行動援護	3 2	就労移行支援	1 3
療養介護	1	就労継続支援A型	2
生活介護	5 3	就労継続支援B型	3 9
短期入所	15	共同生活援助	3 2
重度障害者等包括支援	0		

議案第198号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条 例の制定について

議案書(その1):373ページ~401ページ

1 条例制定の背景

障害者自立支援法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、障害者自立支援法において厚生労働省令で定めることとされていた障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則2章建て45箇条及び附則で構成)

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 設備及び運営に関する基準 (第4条~第45条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における障害者支援施設の設備及び運営に関する必要最低限の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

・障害者支援施設について

入所する障害者について、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活上必要な支援を行うとともに、日中に生活介護、自立訓練、就労移行支援 又は就労継続支援B型を提供する施設をいう。平成24年10月1日現在、6施設。

・従前の経緯について

障害者自立支援法第84条第1項の規定により、障害者支援施設については、適正な事業の運営を担保するため、その設備及び運営について、厚生労働大臣が基準を定めなければならないとされており、

「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)」で最低基準が定められていた。

議案第199号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例の制定について

議案書(その1):403ページ~440ページ

1 条例制定の背景

障害者自立支援法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、障害者自立支援法において厚生労働省令で定めることとされていた指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則4章建て61箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 人員に関する基準 (第5条~第8条)
- 第3章 設備に関する基準 (第9条、第10条)
- 第4章 運営に関する基準 (第11条~第61条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する 必要最低限の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

・障害者支援施設について

入所する障害者について、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活上必要な支援を行うとともに、日中に生活介護、自立訓練、就労移行支援 又は就労継続支援B型を提供する施設をいう。平成24年10月1日現在、6施設。

・従前の経緯について

障害者自立支援法第38条第3項において準用する第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定により、指定障害者支援施設の事業者指定に関する設備及び運営については、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)」で定められていた。

議案第200号 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の 制定について

議案書(その1):441ページ~447ページ

1 条例制定の背景

障害者自立支援法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、障害者自立支援法に おいて厚生労働省令で定めることとされていた福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、厚生労働省 令で定める基準をもとに条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則16箇条及び附則で構成)

- (1) 基本方針(第2条)
- (2)配置、構造及び設備(第3条)
- (3) 運営規程(第4条)
- (4) 規模 (第8条)
- (5) 設備の基準 (第9条)
- (6) 職員の配置の基準(第10条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における福祉ホームの設備及び運営に関する必要最低限の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

福祉ホームについて

地域生活支援事業の一環として、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。平成24年10月1日 現在、1施設。

・従前の経緯について

障害者自立支援法第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業のうち、福祉ホームについては、サービス提供にあたって施設(建物)を必要とすることから、適正な事業の運営を担保するため、その設備及び運営について、厚生労働大臣が基準を定めなければならないとされており、「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)」が定められていた。

議案第201号 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関 する条例の制定について

議案書(その1):449ページ~455ページ

1 条例制定の背景

障害者自立支援法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、障害者自立支援法に おいて厚生労働省令で定めることとされていた地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、 厚生労働省令で定める基準をもとに条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則18筒条及び附則で構成)

- (1) 基本方針(第2条)
- (2) 運営規程(第3条)
- (3) 規模 (第7条)
- (4) 設備の基準 (第8条)
- (5) 職員の配置の基準(第9条)
- (6) 従たる事業所を設置する場合における特例(第10条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における地域活動支援センターの設備及び運営に関する必要 最低限の基準として充足していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

・地域活動支援センターについて

地域生活支援事業の一環として、障害者等を通わせ、地域の実情により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援をすることにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする施設をいう。平成24年10月1日現在、62箇所。

・従前の経緯について

障害者自立支援法第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業のうち、地域活動支援センターについては、サービス提供にあたって施設(建物)を必要とすることから、適正な事業の運営を担保するため、その設備及び運営について、厚生労働大臣が基準を定めなければならないとされており、「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)」が定められていた。

議案第202号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の 制定について

議案書(その1):457ページ~471ページ

1 条例制定の背景

生活保護法及び社会福祉法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、生活保護法及び社会福祉法において厚生労働省令で定めることとされていた保護施設及び事業授産施設(以下「保護施設等」という。)の基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県(政令指定都市及び中核市を含む。)の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則7章建て40箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第10条)
- 第2章 救護施設の設備及び運営の基準(第11条~第20条)
- 第3章 更生施設の設備及び運営の基準(第21条~第26条)
- 第4章 医療保護施設の設備及び運営の基準(第27条)
- 第5章 授産施設の設備及び運営の基準(第28条~第33条)
- 第6章 宿所提供施設の設備及び運営の基準(第34条~第39条)
- 第7章 事業授産施設の設備及び運営の基準(第40条)

3 基準の内容について

厚生労働省令で示された基準は、本市における保護施設等の設備及び運営に関する基準として充足 していると認められるため、特に本市独自の基準は設けない。

4 参考

- ・保護施設等の種類について
- (1) 保護施設 生活保護法の規定に基づき、要保護者が入所し又は通所して利用する次の施設をいう。
 - ア 救護施設 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入 所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設
 - イ 更生施設 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、 生活扶助を行い、その者の社会復帰及び家庭復帰を図ることを目的とする施設
 - ウ 医療保護施設 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
 - エ 授産施設 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者 に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長 することを目的とする施設
 - オ 宿所提供施設 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設
- (2) 事業授産施設 社会福祉法の規定に基づき、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により 就業能力の限られている者等に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及 び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設で、(1)エ以外のもの

・市内の施設数(平成24年10月1日現在) 救護施設 1施設のみ(その他の施設は無し。)

議案第203号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案書(その1):473ページ~523ページ

1 条例制定の背景

老人福祉法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、老人福祉法において厚生労働省令で定めることとされていた特別養護老人ホームの基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県(政令指定都市及び中核市を含む。)の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5章建て53筒条及び附則で構成)

- 第1章 総則 (第1条、第2条)
- 第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準(第3条~第32条)
- 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (第33条~第43条)
- 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に関する基準(第44条~第49条)
- 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第50条~第53条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第10条(第43条、第49条及び第53条で準用)】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第8条第8号~第10号(第49条及び第53条で準用)、第35条第9号~第11号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束が懸念される施設であることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第8条第7号(第49条及び第53条で準用)、第35条第8号】

(4) 中廊下の幅

従来型(ユニット型及び地域密着型を除く。)特別養護老人ホームの廊下幅について、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、厚生労働省令で2. 7メートル以上とされている中廊下幅を、1. 8メートル以上とすることができることとする。【第11条第6項第1号、第36条第6項第1号】

(5) 居室の定員

居室の定員は1人を原則とした上で、入所者のプライバシーに配慮し、個室への転換が可能となるような工夫を行う場合には、4人まで許容する。【第11条第4項第1号ア、第45条第4項第1号ア】

4 参考

・特別養護老人ホームとは

身体的、経済的理由等から日常生活を送るために常時介護を必要とする要介護者を対象とする入所施設。入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。平成24年10月1日現在、40施設。

介護保険法に基づく介護老人福祉施設とほぼ同じだが、介護老人福祉施設の指定を受けるためには、特別養護老人ホームの認可を受けている必要がある。

議案第204号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条 例の制定について

議案書(その1):525ページ~543ページ

1 条例制定の背景

老人福祉法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、老人福祉法において厚生労働省令で定めることとされていた養護老人ホームの基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県(政令指定都市及び中核市を含む。)の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則30箇条及び附則で構成)

- (1) 基本方針(第3条)
- (2)配置、構造及び設備の一般原則(第4条)
- (3) 運営規程(第8条)
- (4) 記録の整備(第10条)
- (5) 設備の基準(第12条)
- (6) 職員の配置の基準(第13条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、設置者は、入所者の処遇の状況に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。 【第10条】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第8条第8号〜第10号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束が懸念される施設であることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第8条第7号】

4 参考

養護老人ホームとは

経済的及び環境的な理由により家庭で世話を受けられない者を対象とする入所施設。入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。平成24年10月1日現在、2施設。

議案第205号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条 例の制定について

議案書(その1):545ページ~574ページ

1 条例制定の背景

社会福祉法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、社会福祉法において厚生労働省令で定めることとされていた軽費老人ホームの基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県(政令指定都市及び中核市を含む。)の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則4章建て40箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則 (第1条、第2条)
- 第2章 基本方針(第3条)
- 第3章 設備及び運営に関する基準(第4条~第34条)
- 第4章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(第35条~第40条)

3 市独自の基準について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、設置者は、入所者に提供するサービスの状況に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第10条(第40条及び利則第20項で準用)】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第8条第8号〜第10号(第40条及び附則第20項で準用)】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束が懸念される施設であることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第8条第7号(第40条及び附則第20項で準用)】

4 参考

・軽費老人ホームとは

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な者を対象とする入所施設。無料又は低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生活できるようにすることを目的とする。平成24年10月1日現在、4施設。

議案第206号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について

議案書(その1):575ページ~613ページ

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定介護老人福祉施設の基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県の条例で定めることとされ、権限移譲により政令指定都市及び中核市については、その条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5章建て55箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 人員に関する基準(第4条)
- 第3章 設備に関する基準 (第5条、第6条)
- 第4章 運営に関する基準 (第7条~第43条)
- 第5章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (第44条~第55条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1)記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第43条第2項(第55条で準用)】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第29条第8号〜第10号、第52条第9号〜第11号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束が懸念される施設であることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第29条第7号、第52条第8号】

(4) 中廊下の幅

従来型(ユニット型を除く。)指定介護老人福祉施設の廊下幅について、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、厚生労働省令で2. 7メートル以上とされている中廊下幅を、1. 8メートル以上とすることができることとする。【第6条第1項第8号、第46条第1項第4号】

(5) 居室の定員

居室の定員は1人を原則とした上で、入所者のプライバシーに配慮し、個室への転換が可能となるような工夫を行う場合には、4人まで許容する。【第6条第1項第1号ア】

4 参考

介護老人福祉施設とは

身体的、経済的理由等から日常生活を送るために常時介護を必要とする要介護者を対象とする入所施設。施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームとほぼ同じだが、介護保険法に基づく介護老人福祉施設の 指定を受けるためには、特別養護老人ホームの認可を受けている必要がある。平成24年10月1日 現在、33施設。

議案第207号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運 営の基準に関する条例の制定について

議案書(その2):615ページ~657ページ

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた介護老人保健施設の基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県の条例で定めることとされ、権限移譲により政令指定都市及び中核市については、その条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5章建て54箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 人員に関する基準(第4条)
- 第3章 施設及び設備に関する基準 (第5条、第6条)
- 第4章 運営に関する基準 (第7条~第42条)
- 第5章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準 (第43条~第54条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1)記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第42条第2項(第54条で準用)】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第29条第8号〜第10号、第51条第9号〜第11号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束が懸念される施設であることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第29条第7号、第51条第8号】

(4) 中廊下の幅

廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、厚生労働省令で2. 7メートル以上とされている中廊下幅を、1. 8メートル以上とすることができることとする。【第6条第1項第5号ア、第45条第4項第5号ア】

4 参考

・介護老人保健施設とは

症状が安定しており、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた介護を必要とする要介護者を対象とする入所施設。入所者の処遇に関する計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目的とする。平成24年10月1日現在、17施設。

議案第208号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の 基準に関する条例の制定について

議案書(その1):659ページ~702ページ

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定介護療養型医療施設の基準は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県の条例で定めることとされ、権限移譲により政令指定都市及び中核市については、その条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則5章建て55箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 人員に関する基準(第4条)
- 第3章 設備に関する基準(第5条~第7条)
- 第4章 運営に関する基準 (第8条~第41条)
- 第5章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 (第42条~第55条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1)記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第41条第2項(第55条で準用)】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第28条第8号〜第10号、第52条第9号〜第11号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束が懸念される施設であることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第28条第7号、第52条第8号】

4 参考

・介護療養型医療施設について

長期にわたる療養を必要とする要介護者を対象とする入院施設。入院患者の処遇に関する計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な 医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように することを目的とする。6事業所(平成24年10月1日現在。)。

介護療養型医療施設は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による介護保険法の一部改正により、平成23年度中に廃止することとされていたが、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)第4条による健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の改正で、介護療養型医療施設は平成29年度末までの間、なおその効力を有するとする規定が健康保険法附則第130条の2として追加され、同年度末まで廃止期限が延長されている。

議案第209号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 の基準等に関する条例の制定について

議案書(その2):1ページ~175ページ

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定居宅サービス等の事業の基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県の条例で定めることとされ、権限移譲により政令指定都市及び中核市については、その条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則13章建て276箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 訪問介護の人員・設備及び運営等に関する基準(第5条~第47条)
- 第3章 訪問入浴介護の人員・設備及び運営等に関する基準(第48条~第63条)
- 第4章 訪問看護の人員・設備及び運営に関する基準(第64条~第79条)
- 第5章 訪問リハビリテーションの人員・設備及び運営に関する基準(第80条~第89条)
- 第6章 居宅療養管理指導の人員・設備及び運営に関する基準(第90条~第98条)
- 第7章 通所介護の人員・設備及び運営等に関する基準(第99条~第135条)
- 第8章 通所リハビリテーションの人員・設備及び運営に関する基準(第136条~第146条)
- 第9章 短期入所生活介護の人員・設備及び運営等に関する基準(第147条~第188条)
- 第10章 短期入所療養介護の人員・設備及び運営等に関する基準(第189条~第216条)
- 第11章 特定施設入居者生活介護の人員・設備及び運営等に関する基準(第217条~第248条)
- 第12章 福祉用具貸与の人員・設備及び運営等に関する基準(第249条~第265条)
- 第13章 特定福祉用具販売の人員・設備及び運営等に関する基準(第266条~第276条)

3 市独自の基準について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第42条第2項(第47条で準用)、第58条第2項(第63条で準用)、第78条第2項、第88条第2項、第97条第2項、第112条第2項(第135条で準用)、第130条第2項、第145条第2項、第167条第2項(第181条及び第188条で準用)、第203条第2項(第216条で準用)、第236条第2項、第247条第2項、第262条第2項(第265条で準用)及び第275条第2項】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第30条第7号~第9号(第47条で準用)、第57条第8号~第10号(第63条で準用)、

第77条第7号~第9号、第87条第6号~第8号、第96条第5号~第7号、第107条第11号~第13号(第135条で準用)、第127条第10号~第12号、第143条第10号~第12号、第164条第10号~第12号(第188条で準用)、第178条第11号~第13号、第201条第8号~第10号、第213条第8号~第10号、第232条第10号~第12号、第245条第11号~第13号及び第257条第6号~第8号(第265条及び第276条で準用)】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束等の原則禁止の徹底を図るため、通所系サービスにおいては、身体的拘束等の禁止について新たに定めると共に、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護については、身体的拘束が懸念されるサービスであることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第105条第3号及び第4号、第107条第8号(第135条で準用)、第123条第4号及び第5号、第127条第8号、第140条第3号及び第4号、第143条第8号、第164条第7号(第188条で準用)、第178条第8号、第201条第6号、第213条第6号、第232条第7項及び第245条第8号】

(4) 中廊下の幅

指定短期入所生活介護の事業所の廊下幅について、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、厚生労働省令で2.7メートル以上とされている中廊下幅を、1.8メートル以上とすることができることとする。【第151条第7項第1号】

4 参考

・指定居宅サービスの事業について

指定居宅サービス等の事業は、介護保険法で定める要介護状態となった高齢者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を継続するための支援を行うことを目的としている。その基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。平成24年10月1日現在、2、440事業所。

議案第210号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の制定について

議案書(その2):177ページ~322ページ

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定地域密着型サービスの事業の基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに当該市町村の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則9章建て204箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員・設備及び運営に関する基準 (第5条~第45条)
- 第3章 夜間対応型訪問介護の人員・設備及び運営に関する基準(第46条~第60条)
- 第4章 認知症対応型通所介護の人員・設備及び運営に関する基準(第61条~第81条)
- 第5章 小規模多機能型居宅介護の人員・設備及び運営に関する基準(第82条~第109条)
- 第6章 認知症対応型共同生活介護の人員・設備及び運営に関する基準 (第110条~第129条)
- 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護の人員・設備及び運営に関する基準 (第130条~第150条)
- 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員・設備及び運営に関する基準(第151条~ 第191条)
- 第9章 複合型サービスの人員・設備及び運営に関する基準(第192条~第204条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第43条第2項、第59条第2項、第80条第2項、第108条第2項、第128条第2項、第149条第2項、第178条第2項(第191条で準用)及び第203条第2項】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第32条第8号~第10号、第56条第8号~第10号、第74条第11号~第13号、第101条第11号~第13号(第204条で準用)、第123条第10号~第12号、第146条第10号~第12号、第170条第8号~第10号及び第188条第9号~第11号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束等の原則禁止の徹底を図るため、通所系サービスにおいては、身体的拘束等の禁止について新たに定めると共に、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、身体的拘束が懸念されるサービスであることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第71条第1項第5号、第74条第8号、第101条第8号(第204条で準用)、第123条第6号、第146条第7号、第170条第6号及び第188条第7号】

(4) 居室の定員

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の定員は1人を原則とした上で、入所者のプライバシーに配慮し、個室への転換が可能となるような工夫を行う場合には、4人まで許容する。 【第154条第1項第1号ア】

4 参考

・指定地域密着型サービスの事業について

指定地域密着型サービスは、要介護となった者が可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするために制定された介護保険法に基づくサービスである。その基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。平成24年10月1日現在、176事業所。

議案第211号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び 運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定につ いて

議案書(その2):323ページ~507ページ)

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定介護予防サービス等の事業の基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに都道府県の条例で定めることとされ、権限移譲により政令指定都市及び中核市については、その条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則13章建て268箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 介護予防訪問介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第5条~第47条)
- 第3章 介護予防訪問入浴介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第48条~第63条)
- 第4章 介護予防訪問看護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第64条~第78条)
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーションの人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第79条~第87条)
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第88条~第96条)
- 第7章 介護予防通所介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 等(第97条~第117条)
- 第8章 介護予防通所リハビリテーションの人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第118条~第130条)
- 第9章 介護予防短期入所生活介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第131条~第174条)
- 第10章 介護予防短期入所療養介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第175条〜第204条)
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第205条~第239条)
- 第12章 介護予防福祉用具貸与の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等(第240条~第256条)
- 第13章 特定介護予防福祉用具販売の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等(第257条~第268条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第39条第2項(第47条で準用)、第56条第2項(第63条で準用)、第74条第2項、第84条第2項、第93条第2項、第108条第2項(第117条で準用)、第125条第2項、第144条第2項(第162条及び第174条で準用)、第183条第2項(第199条で準用)、第219条第2項、第236条第2項、第250条第2項(第256条で準用)及び第264条第2項】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。【第27条第7号〜第9号(第47条で準用)、第55条第8号〜第10号(第63条で準用)、第73条第7号〜第9号、第83条第6号〜第8号、第92条第5号〜第7号、第103条第11号〜第13号(第117条で準用)、第123条第10号〜第12号、第141条第10号〜第12号(第174条で準用)、第159条第11号〜第13号、第181条第8号〜第10号、第196条第8号〜第10号、第215条第10号〜第12号、第234条第11号〜第13号、第245条第6号〜第8号(第256条及び第265条で準用)】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束等の原則禁止の徹底を図るため、通所系サービスにおいては、身体的拘束等の禁止について新たに定めると共に、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、身体的拘束が懸念されるサービスであることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第102条、第103条第8号(第117条で準用)、第122条、第123条第8号、第141条第7号(第174条で準用)、第159条第8号、第181条第6号、第196条第6号、第215条第7号及び第234条第8号】

(4) 中廊下の幅

指定介護予防短期入所生活介護の事業所の廊下幅について、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、厚生労働省令で2.7メートル以上とされている中廊下幅を、1.8メートル以上とすることができることとする。【第135条第7項第1号】

4 参考

・指定介護予防サービス等の事業について

指定介護予防サービス等の事業は、介護保険法で定める要支援状態となった高齢者等が、可能な限り その居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自 立した生活を継続するための支援を行うことを目的としている。その基準は、指定介護予防サービス 等の事業がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、指定介護予防サービス事業者 等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。平成24年10月1日現在、 2,332事業所。

議案第212号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関 する条例の制定について

議案書(その2) : 509ページ~572ページ

1 条例制定の背景

介護保険法の一部改正により、義務付け・枠付けの見直しの一環として、介護保険法において厚生労働省令で定めることとされていた指定地域密着型介護予防サービスの基準等は、厚生労働省令で定める基準をもとに当該市町村の条例で定めることとされたため。

2 条例案の主な内容(本則4章建て92箇条及び附則で構成)

- 第1章 総則(第1条~第4条)
- 第2章 介護予防認知症対応型通所介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第5条~第44条)
- 第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準(第45条~第71条)
- 第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護の人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準(第72条~第92条)

3 基準の内容について

次のとおり市独自基準を定め、その他の基準は従来の厚生労働省令と同じ内容とする。

(1) 記録の保存期間

介護報酬の返還請求の実行性を確保するため、請求の消滅時効に合わせることを目的に、事業者は、利用者に対する介護の提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければならないとする。【第42条第2項、第66条第2項及び第87条第2項】

(2) 運営規程に於ける重要事項

利用者の安全等の保護を図るため、運営規程において、定めるべき重要事項に関する規程に「個人情報の管理の方法」、「苦情への対応方法」、「事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法」を追加する。 【第29条第11号〜第13号、第59条第11号〜第13号及び第82条第10号〜第12号】

(3) 身体的拘束禁止の徹底

身体的拘束等の原則禁止の徹底を図るため、通所系サービスにおいては、身体的拘束等の禁止について新たに定めると共に、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、身体的拘束が懸念されるサービスであることから、身体的拘束の原則禁止についてより厳しくするため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続を、運営規程において定めるべき重要事項に追加する。【第24条、第29条第8号、第59条第8号及び第82条第7号】

4 参考

・指定地域密着型サービスの事業について

指定地域密着型介護予防サービスは、要支援となった者が可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするために制定された法に基づくサービスである。その基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な基準を定めたものであり、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないとされている。平成24年10月1日現在、138事業所。

川崎市旅館業法施行令に基づく施設の	構造設備の基準に関する条例新旧対照表
改正案	現行
川崎市旅館業法施行条例	川崎市旅館業法施行令に基づく施設の構造設備の基準に関する条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)	第1条 この条例は、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」
第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用	という。) 第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第
する場合を含む。以下同じ。)、第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条	5号の規定に基づく施設の構造設備の基準について必要な事項を定めるものと
の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第4条第2項及び第5	<u>する。</u>
条第3号並びに旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」と	
いう。)第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5	
号の規定による旅館業の施設の衛生措置及び構造設備の基準その他法の施行に	
関し必要な事項を定めるものとする。	
(清純な施設環境が著しく害されるおそれがある施設)	(用語)
第2条 法第3条第3項第3号の規定による条例で定める施設は、次のとおりと	第2条 この条例で使用する用語の意義は、旅館業法(昭和23年法律第138
<u>する。</u>	号)及び政令で使用する用語の例による。
(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館	
(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及	
び同法第29条に規定する博物館に相当する施設	
(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館	
(4) 少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院	
(5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校及	
び同法第134条第1項に規定する各種学校	
(6)都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園	
(7) 国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るた	
めの施設、スポーツ施設その他の施設で、市長が指定したもの	
2 市長は、前項第7号の規定による指定をしたときは、施設の名称、位置その	
他必要な事項を告示するものとする。	
<u>(旅館業の許可を与える場合に意見を求める者)</u>	
第3条 法第3条第4項の規定による市長が意見を求めなければならない者は、	

改正案 現行 次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 国が設置する施設 当該施設の長 (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長(当 該施設が教育委員会の所管に属するときは、教育委員会) (3)前2号に掲げる施設以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当 該監督庁 (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 当該施設の設置者 (衛生措置の基準) 第4条 法第4条第2項の規定による衛生に必要な措置の基準は、別表第1のと おりとする。 (宿泊拒否の事由) 第5条 法第5条第3号の規定による条例で定める宿泊を拒否できる事由は、次 のとおりとする。 (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷 惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿 泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (ホテル営業施設の構造設備基準) (ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第6条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の 第3条 政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の 基準は、別表第2のとおりとする。 基準は、次のとおりとする。 (略) (旅館営業の施設の構造設備の基準) (旅館営業施設の構造設備基準) 第7条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基 第4条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基 準は、別表第3のとおりとする。 準は、次のとおりとする。 (略)

(簡易宿所営業施設の構造設備基準)

基準は、次のとおりとする。

第5条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

基準は、別表第4のとおりとする。

第8条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、別表第5のとおりとする。

(構造設備の基準の特例)

- 第10条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第5条第1項<u>第1号から第4号まで</u>に掲げる施設については、次のとおりとする。
- (1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、<u>別表第</u> 2第7項及び第8項、別表第3第4項及び第5項並びに別表第4第4項から 第6項まで及び第7項第4号の基準は、適用しない。
- (2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、<u>別表第4第7項第4号</u> の基準は、適用しない。
- 2 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって<u>別表第2第10項、別表第3第7項及び別表第4第9項</u>の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業の許可を受けている施設又は現に旅館業の許可の申請がされている施設のうち、改正後の条例別表第2第10項第8号に掲

(下宿営業施設の構造設備基準)

第6条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

現行

(略)

(略)

(構造設備の基準の特例)

- 第7条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。) 第5条第1項各号に掲げる施設については、次のとおりとする。
- (1) 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、<u>第3条</u> 第7号及び第8号、第4条第4号及び第5号並びに第5条第4号から第6号 まで及び第7号オの基準は、適用しない。
- (2) 省令第5条第1項第4号に掲げる施設については、<u>第5条第7号オ</u>の基準は、適用しない。
- 2 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によって<u>第3条第10号、第4条第7号及び第5条第9号</u>の 基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができる。

現行

げる基準に適合しないものに係る構造設備の基準については、同号の規定にかかわらず、増築、改築、大規模の修繕等により当該施設の構造設備が変更される日までの間は、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

- 1 営業施設の内外は、1日1回以上清掃するとともに、必要に応じて消毒を行う等衛生上支障がないようにすること。
- 2 各客室の宿泊定員数は、次の基準によること。
- (1) ホテル営業の施設及び旅館営業の施設にあっては、洋式の構造設備による 客室(以下「洋室」という。)は4平方メートルにつき1人、和式の構造設備 による客室(以下「和室」という。)は3.3平方メートルにつき1人とする こと。ただし、省令第5条第1項に掲げる施設にあっては、洋室又は和室の いずれにおいても1.65平方メートルにつき1人とすること。
- (2) 簡易宿所営業の施設にあっては、1.65平方メートルにつき1人とすること。この場合において、階層式のものにあっては、各層の有効面積を基礎として算出すること。
- (3) 下宿営業の施設にあっては、3.3平方メートルにつき1人とすること。
- 3 客室にくず箱を備え、コップ等飲食用の器具を備える場合は、清潔で衛生的 なものを置くこと。
- 4 寝具類は、常に清潔にし、しばしば消毒を行い、敷布、浴衣、枕カバー等の 布片類は、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)1人ごとに洗濯 したものと取り替えること。
- 5 洗面用水に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水を使用すること。
- 6 便所は、毎日清掃し、清潔に保つこと。
- 7 営業施設で生じたごみその他の廃棄物は、適切な方法により処理すること。
- 8 浴室等の管理は、次の基準によること。
- (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同 じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、 浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、上り

現行

用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。 以下同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。

- (2) 原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
- (3) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年 に1回以上、ろ過器を24時間以上連続して使用している浴槽水は1年に2 回以上、原湯、原水並びに上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合 しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合して いることを確認すること。
- (4) 浴槽水は、常に満水状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより適切に溢水させ、清浄に保つようにすること。
- (5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「ろ過器等」という。) 内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたときは、この限りでない。
- (7) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 湯栓及び水栓には、湯及び水を十分に補給すること。
- (9) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。) 内の湯水の温度は、湯の 補給口、底部等全ての箇所において、通常の使用状態において60度以上に

現行

- 保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つこと。ただし、これに より難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消 毒を行うこと。
- (10) 貯湯槽は、1年に1回以上、定期的に清掃及び消毒を行い、貯湯槽内の 生物膜を除去すること。
- (11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
- (12)浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、ろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。この場合において、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している浴槽については、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するまでの間、気泡発生装置等の使用を中止すること。
- (13)洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、 定期的に清掃すること。
- (14) 浴槽からあふれた湯水は、浴用に供しないこと。
- (15) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと、浴槽水を飲まないこと及び公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことを表示すること。
- (16) 営業者は、衛生措置の基準の遵守についての自主的な管理を行うため、 手引書及び点検表を作成し、当該手引書及び点検表の内容について従業者に 周知を徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係 る責任者を定めること。
- (17) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水の水質検査記録並びに 遊離残留塩素の検査記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。
- (18) 営業者は、第2号及び第3号の規定により水質検査を行ったときは、その結果について、速やかに市長に報告すること。ただし、当該水質検査の結果が水質基準に適合していない場合は、直ちに市長に届け出て、適切な措置を講ずること。
- 9 基準の適用除外 前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに

換水する客室の浴室その他市長が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項 第3号(浴槽水に係る部分に限る。)、第4号から第7号まで及び第9号から第 15号までに掲げる基準は、適用しない。

別表第2(第7条関係)

- 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、 周囲の環境に調和するものであること。
- 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、<u>玩具</u>その 他の物品が備え付けられていないこと。
- 3 宿泊者等が、営業時間中自由に出入りすることができる玄関を有すること。
- 4 フロントに接続する宿泊定員数に応じた規模のロビーを有すること。
- 5 椅子及びテーブルを設けた宿泊定員数に応じた規模の食堂を有すること。
- 6 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- 7 駐車施設(自動車の駐車の用に供するための建築物又は区画をいう。以下同 じ。)からフロントを通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造で ないこと。
- 8 フロントは、次の要件を満たすものであること。
- (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。
- (2) 受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した 広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により<u>遮蔽</u>されていないこと。
- 9 客室は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
- (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
- (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
- (4) 冷水及び温湯の供給ができる洗面設備を有すること。
- (5) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管することができ

<第3条>

- (1) 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- (2) 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、<u>がん具</u> その他の物品が備え付けられていないこと。
- (3) 宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)が、営業時間中自由に出入りすることができる玄関を有すること。
- (4) フロントに接続する宿泊定員数に応じた規模のロビーを有すること。
- (5) いす及びテーブルを設けた宿泊定員数に応じた規模の食堂を有すること。
- (6) 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- (7) 駐車施設(自動車の駐車の用に供するための建築物又は区画をいう。以下 同じ。)からフロントを通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構 造でないこと。
- (8) フロントは、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位 置していること。
 - イ 受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により<u>遮へい</u>されていないこと。
- (9) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 室内で宿泊料金の支払ができる構造設備を有しないこと。
 - イ 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
 - ウ 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
 - エ 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
 - オ 冷水及び温湯の供給ができる洗面設備を有すること。
 - カ 宿泊者等の衣類その他の携帯品を安全に保管することができる設備を有

る設備を有すること。

- (6) 和室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であること。
- 10 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴設備にあっては、男女を区別していること。
- (2) <u>浴室の</u>床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸 透性の耐水材料<u>を用い、浴用に供した汚水を適正に排水できる構造</u>であるこ と。
- (3) 共同用の入浴設備にあっては、流し場に適当な数の湯栓及び水栓を設けること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、衣類その他の 携帯品を入浴者ごとに保管できる設備を有すること。
- (6) <u>貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯水の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において</u>、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒設備が備えられていること。
- (7) ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間当たり<u>のろ過能力が 浴槽の容量以上であり、</u>ろ材<u>が</u>逆洗浄<u>その他の</u>適切な<u>洗浄</u>方法で汚れを排出 できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう<u>浴槽水がろ過</u> 器に入る前の位置に集毛器を設けること。
- (8) <u>ろ過器等により浴槽水を</u>循環させる構造の浴槽にあっては、<u>循環している</u> 浴槽水の補給口及び吸込口は、浴槽の底部に近い部分に設けるとともに、浴 槽水が支障なく循環するよう補給口と吸込口を十分に離して配置すること。
- (9) 浴槽水の消毒に<u>使用する塩素系薬</u>剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ 過器に入る直前の部分に設けること。

現行

すること。

- キ 和式の構造設備による客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふ すま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことので きない構造設備であること。
- (10) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴 設備にあっては、男女を区別していること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性 の耐水材料であること。
 - ウ汚水を停滞することなく排除できる構造であること。
 - エ 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
 - オ 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては<u>、適当な数の</u> <u>湯栓及び水栓を有し、</u>衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備 を有すること。
 - カ 浴槽に直接注入される湯を貯留する水槽(以下「貯湯槽」という。)を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を、通常の使用状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒設備が備えられていること。
 - キ ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり<u>浴槽の容量以上のろ過能力を有し、</u>ろ材<u>は</u>逆洗浄等適切な方法で汚れを排出できるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう<u>ろ過器の前に集毛器を</u>設置すること。
 - ク <u>浴槽内の湯水(以下「浴槽水」という。)をろ過器等により</u>循環させる構造の浴槽にあっては、<u>循環させた浴槽水(以下「循環水」という。)の浴槽</u>への流入口は、浴槽の底部に近い部分に設けること。
 - ケ 浴槽水の消毒に<u>用い</u>る塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ 過器等に流入す<u>る</u>直前の部分に設けること。

(10) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。

- (11) 湯栓、水栓、打たせ湯及びシャワーは、浴用に供した湯水を使用する構造でないこと。
- (12) 浴槽に<u>気泡発生装置等</u>を設置する場合にあっては、気泡発生装置等の空 気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- (13)屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内 の浴槽水に混合しない構造であること。
- 11 便所は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
- (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。
- (3) 流水式手洗設備を有すること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所を有すること。
- (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の<u>宿泊</u>定員数に 応じたものであること。

別表第3(第7条関係)

- 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、 周囲の環境に調和するものであること。
- 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、<u>玩具</u>その他の物品が備え付けられていないこと。
- 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。

現行

- コ 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。<u>ただし、</u> 回収槽(浴槽からあふれた湯水を回収するための水槽をいう。以下同じ。) が地下への埋設を避けて設置され、その清掃が容易に行える位置及び構造 になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯 水の消毒設備が備えられているときは、この限りでない。
- サ 打たせ湯及びシャワーは、循環水を用いる構造でないこと。
- シ 浴槽に<u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の湯水の微粒子を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)</u>を設置する場合にあっては、24時間以上連続して使用している循環水(以下「連日使用循環水」という。)を用いる構造でないとともに、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が入らない構造であること。
- ス 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内 の浴槽水に混合しない構造であること。
- (11) 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 調理場に接続して設けられていないこと。
 - イ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。
 - ウ流水式手洗設備を有すること。
 - エ 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
 - オ 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所 を有すること。
 - カ 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の定員数に応じたものであること。

<第4条>

- (1) 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- (2) 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、<u>がん具</u> その他の物品が備え付けられていないこと。
- (3) 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。

- 4 駐車施設から玄関帳場を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる 構造でないこと。
- 5 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。
- (2) 受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した 広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。
- 6 客室は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
- (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
- (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
- (4) 洋室は、冷水及び温湯の供給ができる洗面設備を有すること。
- (5) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を<u>宿泊定員数に応じて</u>保管することができる設備を有すること。
- (6) 和室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことのできない構造設備であること。
- 7 入浴設備は、別表2第10項各号に掲げる基準に適合すること。

現行

- (4) 駐車施設から玄関帳場を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。
- (5) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位 置していること。
 - イ 受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により<u>遮へい</u>されていないこと。
- (6) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 室内で宿泊料金の支払ができる構造設備を有しないこと。
 - イ 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
 - ウ 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
 - エ 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
 - オ 洋式の構造設備による客室は、冷水及び温湯の供給ができる洗面設備を 有すること。
 - カ 宿泊者等の衣類その他の携帯品を<u>安全に</u>保管することができる設備を有すること。
 - キ 和式の構造設備による客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふ すま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことので きない構造設備であること。
- (7)入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴 設備にあっては、男女を区別していること。
 - <u>イ</u> 床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性 の耐水材料であること。
 - ウ汚水を停滞することなく排除できる構造であること。
 - 工 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
 - オ 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、適当な数の 湯栓及び水栓を有し、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備 を有すること。
 - カ 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を、通常の使用

71	₩□/ →
改正案	現行
	状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上
	<u>に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場</u>
	<u>合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒設</u>
	<u>備が備えられていること。</u>
	キ ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり浴槽の容量以
	上のろ過能力を有し、ろ材は逆洗浄等適切な方法で汚れを排出できるもの
	であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を
	<u>設置すること。</u>
	ク 浴槽水をろ過器等により循環させる構造の浴槽にあっては、循環水の浴
	槽への流入口は、浴槽の底部に近い部分に設けること。
	ケ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ
	過器等に流入する直前の部分に設けること。
	コ 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、
	回収槽が地下への埋設を避けて設置され、その清掃が容易に行える位置及
	び構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽
	内の湯水の消毒設備が備えられているときは、この限りでない。
	<u>サ 打たせ湯及びシャワーは、循環水を用いる構造でないこと。</u>
	シ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、連日使用循環水を用
	いる構造でないとともに、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が
	の浴槽水に混合しない構造であること。
8 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設けた適	
当な数の共同用の洗面設備を有すること。	適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
9 便所は、別表第2第11項各号に掲げる基準に適合すること。	(9) 便所は、次の要件を満たすものであること。
	ア 調理場に接続して設けられていないこと。
	イ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。
	ウ 流水式手洗設備を有すること。
	エ 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
	オ 便所が設けられていない客室を有する階には、適当な数の共同用の便所
	を有すること。
	<u> </u>

<u>カ</u> 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の定員数に応じたものであること。

別表第4(第8条関係)

- 1 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、 周囲の環境に調和するものであること。
- 2 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、<u>玩具</u>その 他の物品が備え付けられていないこと。
- 3 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- 4 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- 5 駐車施設から玄関帳場を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる 構造でないこと。
- 6 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位置していること。
- (2) 受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した 広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により遮蔽されていないこと。
- 7 客室は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
- (2) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
- (3) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
- (4) 1客室の床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
- (5) 階層式寝台を設ける場合は、上段寝台への昇降の用に供する堅ろうな階段 又ははしごを有すること。
- 8 宿泊者等の衣類その他の携帯品を<u>宿泊定員数に応じて</u>保管することができる 設備を有すること。
- 9 入浴設備は、<u>別表2第10項各号に掲げる基準に適合す</u>ること。

<第5条>

- (1) 外壁、屋根、広告物その他施設の外観は、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。
- (2) 施設には、人の性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具、器具、<u>がん具</u> その他の物品が備え付けられていないこと。
- (3) 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- (4) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を 有すること。
- (5) 駐車施設から玄関帳場を通らず、直接個々の客室に出入りすることができる構造でないこと。
- (6) 玄関帳場は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 宿泊者等が玄関等から容易に見通すことができ、必ず通過する場所に位 置していること。
 - イ 受付台は、宿泊者等と直接面接できる構造であり、事務を行うのに適した広さ及び照明設備を有し、かつ、カーテン等により<u>遮へい</u>されていないこと。
- (7) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 室内で宿泊料金の支払ができる構造設備を有しないこと。
 - イ 出入口は、当該客室の宿泊者等が自由に開閉できる構造であること。
 - ウ 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
 - エ 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
 - オ 1客室の床面積は、4.95平方メートル以上とすること。
 - カ 階層式寝台を設ける場合は、上段寝台への昇降の用に供する堅ろうな階 段又ははしごを有すること。
- (8) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を<u>安全に</u>保管することができる設備を有すること。
- (9) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

	現行
改正案	ア 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴
	カースイロス は、男女を区別していること。
	の耐水材料であること。
	ウ 汚水を停滞することなく排除できる構造であること。
	工 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
	オ 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、適当な数の
	湯栓及び水栓を有し、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備
	を有すること。
	カー貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を、通常の使用
	<u> 状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上</u>
	に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場
	合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒設
	<u>備が備えられていること。</u>
	キ ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり浴槽の容量以
	上のろ過能力を有し、ろ材は逆洗浄等適切な方法で汚れを排出できるもの
	であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を
	<u>設置すること。</u>
	ク 浴槽水をろ過器等により循環させる構造の浴槽にあっては、循環水の浴
	槽への流入口は、浴槽の底部に近い部分に設けること。
	ケ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ
	過器等に流入する直前の部分に設けること。
	コ 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、
	回収槽が地下への埋設を避けて設置され、その清掃が容易に行える位置及
	び構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽
	内の湯水の消毒設備が備えられているときは、この限りでない。
	サ 打たせ湯及びシャワーは、循環水を用いる構造でないこと。
	シ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、連日使用循環水を用
	入らない構造であること。
	ス 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内

- 10 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設けた 適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
- 11 便所は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 調理場に接続して設けられていないこと。
- (2) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。
- (3) 流水式手洗設備を有すること。
- (4) 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
- (5) 各階に適当な数の便所を有すること。
- (6) 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の<u>宿泊</u>定員数に 応じたものであること。

別表第5(第9条関係)

- 1 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- 2 客室は、次の要件を満たすものであること。
- (1) 客室は、5室以上を有すること。
- (2) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。ただし、1人専用のものにあっては、4.95平方メートル以上とする。
- (3) 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
- (4) 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
- (5) 宿泊者等の衣類その他の携帯品を宿泊定員数に応じて保管できる設備を有すること。
- (6) 客室は、他の客室との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことができない構造設備であること。
- 3 入浴設備は、別表2第10項各号に掲げる基準に適合すること。

現行

の浴槽水に混合しない構造であること。

- (10)洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設け た適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
- (11) 便所は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 調理場に接続して設けられていないこと。
 - イ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。
 - ウ流水式手洗設備を有すること。
 - エ 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
 - オー各階に適当な数の便所を有すること。
 - カ 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の定員数に応じたものであること。

<第6条>

- (1) 施設内の適当な場所に、寝具を衛生的に保管することができる押し入れ又は保管室を有すること。
- (2) 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 客室は、5室以上を有すること。
 - イ 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。ただし、1人専用のものにあっては、4.95平方メートル以上とする。
 - ウ 採光上有効な窓及び照明設備により十分な明るさを確保すること。
 - エ 換気上有効な窓若しくは換気口又は機械換気設備を有すること。
 - オ 宿泊者等の衣類その他の携帯品を安全に保管することができる設備を有すること。
 - カ 客室は、他の客室との境を壁、板戸、ふすま等で区分し、開閉できる場合は、相互に施錠ができ、見通すことができない構造設備であること。
- (3)入浴設備は、次の要件を満たすものであること。
 - ア 入浴設備の外部から見透かすことができない構造であり、共同用の入浴 設備にあっては、男女を区別していること。
 - イ 床及び腰張りは、コンクリート、タイルその他これらに類する不浸透性 の耐水材料であること。
 - ウ 汚水を停滞することなく排除できる構造であること。

改正案	現行
	エ 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
	オ 適当な広さの脱衣所を有し、共同用の入浴設備にあっては、適当な数の
	湯栓及び水栓を有し、衣類その他の携帯品を入浴者ごとに保管できる設備
	を有すること。
	カ 貯湯槽を設置する場合にあっては、貯湯槽内の湯の温度を、通常の使用
	状態において60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても55度以上
	に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難い場
	合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯の消毒設
	備が備えられていること。
	キ ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は1時間当たり浴槽の容量以
	上のろ過能力を有し、ろ材は逆洗浄等適切な方法で汚れを排出できるもの
	であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を
	設置すること。
	ク 浴槽水をろ過器等により循環させる構造の浴槽にあっては、循環水の浴
	槽への流入口は、浴槽の底部に近い部分に設けること。
	ケ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ
	過器等に流入する直前の部分に設けること。
	コ 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、
	回収槽が地下への埋設を避けて設置され、その清掃が容易に行える位置及
	び構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽
	内の湯水の消毒設備が備えられているときは、この限りでない。
	<u>サ 打たせ湯及びシャワーは、循環水を用いる構造でないこと。</u>
	シ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、連日使用循環水を用
	いる構造でないとともに、気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこり等が
	入らない構造であること。
	ス 屋外に浴槽を設ける場合にあっては、その浴槽水が配管等を通じて屋内
	の浴槽水に混合しない構造であること。 <u></u>
4 洗面設備を設けていない客室を有する階には、適当な数の給水栓を設けた適	
当な数の共同用の洗面設備を有すること。	適当な数の共同用の洗面設備を有すること。
5 便所は、 <u>別表第4第11項各号に掲げる基準に適合す</u> ること。	(5) 便所は、 <u>次の要件を満たすものであ</u> ること。
	ア 調理場に接続して設けられていないこと。

改正案	現行
	イ 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備を有すること。
	ウ 流水式手洗設備を有すること。
	エ 換気上有効な窓又は機械換気設備を有すること。
	オ 各階に適当な数の便所を有すること。
	カ 共同用の便所の便器の数は、便所が設けられていない客室の定員数に応
	<u>じたものであること。</u>

条例制定に向けたパブリックコメントの実施結果について

(1) 意見募集の概要

分野	議案番号	実施期間
生活性	第188号~第193号	平成24年8月27日(月)~9月28日(金)33日間
障害者 施策	第196号~第201号	平成24年9月 3日(月)~10月5日(金)33日間
生活保護	第202号	平成24年8月27日(月)~9月28日(金)33日間
離緒施策	第203号~第212号	平成24年8月27日(月)~10月5日(金)40日間

[※] 議案第187号、第194号及び第195号はパブリックコメント手続条例に基づき、パブリックコメントを要しなかったため、パブリックコメントは実施していない。

(2) 結果の概要

	生活律生 (2~7ペ ージ)	障害都嫌 (8~10ページ)	生活保護 (11ページ)	高緒版 (12~17ページ)
意見出数 意見数	261通	2通	0通	13通
	(268件)	(7件)	(0件)	(51件)
電子メール	1通	2通	0通	2通
	(1件)	(7件)	(0件)	(4件)
FAX	251通	O通	0通	11通
	(256件)	(O件)	(0件)	(47件)
持参	9通	0通	0通	O通
	(11件)	(0件)	(0件)	(O件)

「理容師法等に基づく構造設備及び衛生措置の基準等に係る条例制定について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、従来、神奈川県条例により定められていた理容師法、美容師法、クリーニング業法、 興行場法、公衆浴場法及び旅館業法に関する基準等について、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)に基づく 権限移譲により、川崎市が新たに条例で定めることとなりましたので、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、261通(意見総数268件)の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	理容師法等に基づく構造設備及び衛生措置の基準等に係る条例制定について					
募集期間	平成24年8月27日(月)~9月28日(金)					
提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参					
周知方法	・本市ホームページ					
	・市政だより					
	・情報プラザ(市役所第3庁舎2階)					
	・各区役所(市政資料コーナー)					
	・健康福祉局健康安全室生活衛生担当(市役所第3庁舎4階)					
	・関係団体への周知					
公表方法	・本市ホームページ					
	・情報プラザ(市役所第3庁舎2階)					
	・各区役所(市政資料コーナー)					
	・健康福祉局健康安全室生活衛生担当 (市役所第3庁舎4階)					

3 結果の概要

意見提出数 (意見数)	261通(268件)
電子メール	1通(1件)
FAX	251通(256件)
持参	9通(11件)

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの意見内容は、次のとおりとなっており、「基本的な考え方」に反映されたものや素案に対する質問・要望の御意見が寄せられました。

(仮称) 旅館業法施行条例に関しては御意見を参考にして素案を修正していきたいと考えていますが、その他の条例についてはそれぞれの「基本的な考え方」に沿って条例制定の手続きを進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例の制定等に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が、既に「基本的考え方」に反映されているもの
- C 今後の社会情勢の変化に応じて参考とするもの
- D 素案に対する質問・要望の御意見であり、制度案の内容を説明・確認するもの
- E 今回の「基本的な考え方」と関連しないもの

【御意見の件数と対応区分】

項目	市の考え方の区分				合計	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	A	В	С	D	Е	(件数)
(1)(仮称)理容師法施行条例に関すること				1		1
(2)(仮称)美容師法施行条例に関すること		5		3		8
(3)(仮称)公衆浴場法施行条例に関すること				4		4
(4) (仮称) 旅館業法施行条例に関すること	2 5 4			1		2 5 5
合 計	2 5 4	5	0	9	0	268

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) (仮称) 理容師法施行条例に関すること

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	アタマジラミのまん延や 潜在性皮膚白せん菌症(しらくも)等の感染症を未然 に防止するためには、洗髪 が重要であるので、理容所 に洗髪設備を必ず設置す るよう規定するべきであ る。	1件	感染症等の未然防止としては、理容師法等により、はさみ・くし等皮かに接する器具については客1人ごとに消毒し、皮かに接する布片につっては客1人ごとに取りかえること、施術にあたっよう義務付けられているを着用した。事指を清潔に保理の衛生管理要物は名と、作業に伴ってとずる手が関連をできる。 は変な作業者を表して生ずるでの衛生管理要例はでは、他業に伴って生ずる毛髪等のを発生では、原理では、大ごとで清掃し適正に業者ののある者を扱ったときが規定をある者を扱ったときが規定されており、立入調査時等にも指導を行っているところです。 しかし、国の指針である「理容所及び美容所の衛生管理要領」においても、表別においても、表別においても、大髪設備を必ず設置または洗髪行為を必ず実施することまでは規定されていないことから、本市条例においても洗髪設備の設置を義務付けるまでの必要性はないと考えています。	D

(2) (仮称)美容師法施行条例に関すること

(2) ((仮称) 美容帥法施行条例に	. 男りる	<u> </u>	1
番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
	アタマジラミのまん延	2件	感染症等の未然防止としては、美容師法等によ	
	や潜在性皮膚白せん菌		り、はさみ・くし等皮ふに接する器具については	
	症(しらくも)等の感染		客1人ごとに消毒し、皮ふに接する布片について	
	症を未然に防止するた		は客1人ごとに取りかえること、施術にあたって	
	めには、洗髪が重要であ		は清潔な作業着を着用し、手指を清潔に保つよう	
	るので、美容所に洗髪設		義務付けられているとともに、国の衛生管理の指	
	備を必ず設置するよう		針である「理容所及び美容所の衛生管理要領」に	
	規定するべきである。		より、作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は客1	
			人ごとに清掃し適正に処理すること、開設者及び	
			管理美容師が常に従業者の健康管理をすること、	
2			感染症の患者若しくはその疑いのある者又は皮膚	D
			疾患のある者を扱ったときは、作業終了後、従業	
			者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に	
			行うこと等が規定されており、立入調査時等にも	
			指導を行っているところです。	
			しかし、国の指針である「理容所及び美容所の	
			衛生管理要領」においても、洗髪設備を必ず設置	
			または洗髪行為を必ず実施することまでは規定さ	
			れていないことから、本市条例においても洗髪設	
			備の設置を義務付けるまでの必要性はないと考え	
			ています。	
	管理美容師の名義貸し	1件	美容師法により、美容師である従業者の数が常	
	の禁止について規定す		時2人以上である美容所には衛生管理のために美	
3	るべきである。		容所ごとに管理美容師を設置することが義務付け	В
			られていますので、同時に2以上の美容所の管理	
			美容師になることや勤務実態の無い美容師が管理	
	*************************************	الله ع	美容師になることはできません。	
	美容所内で無資格者(無	1件	美容師法により、美容師でなければ、美容を業	
4	免許)が美容業を行うことの禁止について規定		としてはならないと規定されています。 	В
	さの禁止について規定してるべきである。			
	自宅や友人宅などで美	1件	美容師法により、美容師は、美容所以外の場所	
	容業を行うことの禁止	T.]	実谷岬伝により、実谷岬は、実谷所以外の場所 において、美容の業をしてはならないと規定され	
5	について規定するべき		ています。	
	である。		くいよう。 なお、疾病その他の理由により、美容所に来る	
			ことができない人や婚礼その他の儀式に参列す	В
			る人に対してその儀式の直前に美容を行う場合	
			などには美容所以外の場所において業を行うこ	
			とができると規定されていますが、このような	
			理由がない場合は自宅や友人宅などで美容業を行	
				L

			うことはできません。	
	美容所を開設する場合	1件	美容組合への加入については、開設者等が自ら	
6	は美容組合に加入する		の意思により決めるものと考えておりますので、	D
	よう規定してほしい。		義務付けはできません。	
	体育館、公共施設等に避	1件	美容師法等の趣旨により、地震等で被災され美	
7	難している地震等被災		容所に来ることができない人に対して、衛生上	D
'	者に対する出張業務を		支障がない場合は出張業務を認めてまいります。	В
	認めてほしい。			
	現在も実施しているチ	1件	美容の業に該当しない内容であり衛生上支障が	
	ャリティカットを今後		ない場合は、引き続き、美容所を開設することな	
8	も認めてほしい。		く実施することが可能ですが、美容の業に該当す	В
			る場合は美容所を開設した上で実施しなければな	
			りません。	

(3) (仮称)公衆浴場法施行条例に関すること

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
9	保健所の指導の下、これまで一般公衆浴場ではレジオネラ症等の重篤な事故はいちども発生していないので条例案にあるようなこれまで以上に厳しい基準を満たす必要はないと考える。	1 件	これまでの国内事例として、一般公衆浴場を含めた公衆浴場施設の連日使用型循環式浴槽において、レジオネラ症の集団感染事例又は散発事例が発生し、死者が出ることもありました。 レジオネラ属菌は土中等に常在するため、各区の保健所が行っている公衆浴場の浴槽水水質検査においてもレジオネラ属菌が検出されていること、また近年、近隣自治体においても集団感染事例が発生するとともに全国的にもレジオネラ症患者の発生は減少していないことなどから、今後、川崎市において感染事例が発生する危険性は十分にあると考えています。 ついては、感染事例発生の可能性を少しでも減らせる方向で規定したいと考えています。	D
10	一般公衆浴場はその料金 を物価統制令により規制 され、厳しい経営環境にあ る。 公共的役割を自覚し、市か らの上下水道料金の満 や補助を受け、経営改善に 努めているが、「浴槽水の 水質検査回数について連 日使用型循環浴槽水は1 年に2回以上」に変更する ことは更なる負担になる	1件	上記のとおり、川崎市においても、今後、感染事例が発生する危険性が十分にあると考えています。 特に連日使用型循環浴槽水については、循環ろ過設備等に生物膜が発生しレジオネラ属菌が増殖する可能性が高く、国内でもいくつか集団感染が発生しており、各区の保健所が行っている公衆浴場の浴槽水水質検査においてもレジオネラ属菌が検出され、その際、循環ろ過設備等の洗浄・消毒を指導しているところです。 現在の県条例の規定では、毎日完全に換水している浴槽水も連日使用型循環浴槽水も一律に1年	D

	ため削除してほしい。		に1回以上の水質検査を規定していますが、利用	
	経営不振の状況であるた	1件	者の方が感染する可能性が少しでも減るように、	
	め、「浴槽水の水質検査回		よりリスクの高い連日使用型循環浴槽水について	
	数について連日使用型循		は水質検査の頻度を「1年に2回以上」に上げて	
11	環浴槽水は1年に2回以		規定したいと考えています。	
	上」に変更するのであれば		より頻繁に水質検査を実施すれば発生がゼロに	
	水質検査の費用を全額市		近づくと思われますが、最低限の回数として、厚	
	で負担してほしい。		生労働省の指針等の規定と同様に「ろ過器を使用	
	「浴槽水の水質検査回数	1件	していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽	
	について連日使用型循環		内の湯水については、1年に1回以上、連日使用	
	浴槽水は1年に2回以上」		型循環浴槽水については1年に2回以上」と規定	
	に変更することについて、		したいと考えています。	
12	厚生労働省の指針とはい		また、浴槽水の水質検査については、営業者が	
	え根拠がわからない。も		利用者の安全性を確保し、経営を維持するために	
	し、2回行えば事故が無く		も必要な検査となりますので、営業者の負担によ	
	なるなら従うこともやぶ		り実施するものと考えています。	
	さかではない。			

(4) (仮称)旅館業法施行条例に関すること

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
13	簡室がなし 常室がなし 一点のでは 一点のできるとい。 一点のででに、とででででいる。 一点のでに、とででででいるとは、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでででででででででででででででででできる。 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでに、 できるのでででででででででででででででいる。 できるのでに、 できるのでに、 できるのでででででででででででででいる。 できるのででででででででででででいる。 できるのででででででででででででいる。 できるのでででででででででででででいる。 できるのででででででででででででででいる。 できるのででででででででででででででででででででいる。 できるのでででででででででででででででできるとい。 できるのででででででででででででででででででででででいる。 できるでででででででででででででできるででででできる。 できるでででででででででででででででででできるででででできるでででででででできるでででででで	254	社会的にIT化が進み、インターネット決済、電子マネー、カード決済等の普及が進んでいる中、その利便性等により利用者の支払い方法に対する要望も多様化しているものと考えられます。 近隣自治体において一般的に選択できる支払い方法が本市施設において選択できない場合、本市旅館業の健全な発達に影響を及ぼす可能性がある一方、客室内での宿泊料金の支払いを認めることにより、利用者が玄関帳場等において従事者等と直接面接することが阻害されてはなりません。よって、今後は関係機関と連携の上、施設の監視指導を強化し、利用者が玄関帳場等において従事者等と直接面接することを徹底していくことを前提に「客室内で宿泊料金の支払いができる構造設備を有しないこと。」の規定を削除する方向で検討します。	A

	・現ると、 でインイ常内一設社るな業 いえたし に資償多す害でインイ常内一設社るな業 いえたし に資償多す害でインイ常内一設社るな業 いえたし に資償多す害でインイ常内一設社のな業 いえたし に資償多す害			
	になる。 簡易宿所、下宿営業等の床	1件	カプセルホテル等施設も存在し、需要もあるこ	
14	面積に関しては見直す余 地がある。(1人あたり1. 65平方メートルは現代 社会においてあり得ない のではないか。)		とから、最低床面積の引き上げについては難しいと考えています。 その他衛生措置基準や構造設備基準等について 指導を徹底し、施設の衛生水準の向上を図って行 きたいと考えています。	D

「障害者自立支援法に基づくサービス事業等の基準条例制定について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次一括法・平成23年法律第105号、第2次一括法)が制定され関係法律の整備が行われました。

これらを受け、障害者自立支援法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた障害福祉サービス事業等の基準について、地方自治体が条例で定めることとなりました。この制定に向けて、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、2通(意見総数7件)の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	障害者自立支援法に基づくサービス事業等の基準条例制定について
意見の募集期間	平成24年9月3日(月)~ 平成24年10月5日(金)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	・本市ホームページ
	・情報プラザ(市役所第3庁舎2階)
	・各区役所(市政資料コーナー)
	・市政だより
	・健康福祉局障害保健福祉部障害計画課(市役所第3庁舎5階)
結果の公表方法	・本市ホームページ
	・情報プラザ(市役所第3庁舎2階)
	・各区役所(市政資料コーナー)
	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課(市役所第3庁舎5階)

3 結果の概要

意見提出数 (意見件数)	2通(7件)
電子メール	2通(7件)
FAX	0通(0件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、概ね「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等に係る 基準条例の制定について」の趣旨に沿った意見や、条例制定に対する御意見・御要望であったこ とから、案のとおり条例制定の手続きを進めます。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、条例制定の考え方に反映させたもの
- B 条例制定の考え方の趣旨に沿った意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 条例制定に対する御意見・御要望であり、考え方を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	Α	В	С	D	Е	計
(1) 基準条例制定の考え方に関するもの(3件)		2		1		3
(2) その他(4件)					4	4
合 計		2		1	4	7

具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

(1) 基準条例制定の考え方に関するもの(3件)

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
1	介護施設の意見募集に関連して、障害者施設であっても、身体拘束は禁じられるべきであるがどう考えているのか。	1件	障害者施設においても、身体拘束は当然 禁じられるべきであり、障害者自立支援 法においては、入所系サービスの他、通 所系のサービスにおいても現行の基準に おいて身体拘束の禁止を規定していま す。また、現行基準ではすべてのサービ スにおいて運営規定に虐待の防止のため の措置に関する事項を重要事項として定 めるよう規定されています。	В
2	介護施設の意見募集に関連して、不正請求でも川崎市も未然 に防止する必要があるのではないか。	1件	障害者自立支援法関係の基準については、記録の整備に関して保存期間を5年と定めております。不正請求に関しては、 請求のチェックや事業所への指導を通じて行ってまいります。	В

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
3	入所施設についてどのような検 討をしているのか。親が亡くなった後に住む場所をどう考えているのか示したうえで、施設が 適正に運営しやすくなるような 条例を制定してほしい。	1 件	入所施設の検討は行っておりますが、施設入所支援の指定については、障害者自立支援法の規定により都道府県知事の同意が必要なことから、神奈川県と協議を重ねる必要があると考えております。また、条例については、施設の最低基準を定めたものであり、現行施設の運営にあたっては特段不都合のないものと考えております。	D

(2) その他(4件)

番号	意見要旨	件数	意見に対する市の考え方	区分
4	考え方を決定するまでのプロセスでどのように議論してきたのか経過を詳細に示してほしい。	1件	平成23年度に一括法が公布されて以降、他政令指定都市の情報収集を行い、また、神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と議論を行い、庁内でも検討を行ってきたところです。	E
5	障害者施策審議会でどのような 議論がなされたか明らかにして ほしい。	1件	平成23年度に一括法が公布されて以降、障害者施策推進協議会、施策審議会にて報告及び協議を行ってまいりました。事業者がやりにくくなることはないのか、入所施設、通所施設を運営している団体からの意見聴取は予定しているのかなどの御意見をいただいたところです。なお、会議録は情報プラザ及び公文書館で閲覧することができます。	Е
6	現行の基準を踏襲するならば、 十分な検討をした結果であれば 構わないが、その部分が見えな いままであれば、地方分権の趣 旨を安易に考えている。	1件	本市では、現行の国の水準において、サービス事業所の運営には特に支障が出ていないことから、過剰な義務付けの追加は行わず、また、現行のサービス水準を維持する観点から基準は緩和しないこととし、独自基準は設けないこととしたものです。	Е
7	納税額による自己負担額の不公 平をなくしてほしい。	1件	障害福祉サービス等に係る利用者負担の 軽減については、21大都市主管課長会 議等を通じて国へ要望を行っているとこ ろです。今後、障害者総合支援法の施行 も予定されていることから、国の動向を 注視してまいります。	E

「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の 設備及び運営の基準に関する条例の制定について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、国の地域主権改革により、生活保護法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で 定められてきた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準に ついて、地方自治体が条例で定めることとなり、この制定に向けて、市民の皆様の御意見を募集 いたしました。

その結果、御意見はございませんでした。

2 意見募集の概要

題名	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関
	する条例の制定について
意見の募集期間	平成24年8月27日(月)~ 平成24年9月28日(金)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	・本市ホームページ
	・情報プラザ (市役所第3庁舎2階)
	・各区役所(市政資料コーナー)
	・市政だより
	・健康福祉局生活保護・自立支援室(市役所第3庁舎6階)
結果の公表方法	・本市ホームページ
	・情報プラザ (市役所第3庁舎2階)
	・各区役所(市政資料コーナー)
	・健康福祉局生活保護・自立支援室(市役所第3庁舎6階)

3 結果の概要

意見提出数 (意見件数)	0通(0件)
電子メール	0通(0件)
FAX	0通(0件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、御意見はございませんでしたので、必要最低限の基準を定めた国 の規定を踏襲し、案のとおり条例制定の手続きを進めます。

「介護保険法等に基づく施設等の基準の条例制定について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」 (平成23年法律第37号、第1次一括法・平成23年法律第105号、第2次一括法)及び「介護 サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第37号)が制定 され関係法律の整備が行われました。

これらを受け、介護保険法、老人福祉法、社会福祉法においてこれまで全国一律に厚生労働省令で定められてきた介護サービス事業所等の施設基準等について、地方自治体が条例で定めることとなりました。この制定に向けて、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、13通(意見総数51件)の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	介護保険法等に基づく施設等の基準の条例制定について
意見の募集期間	平成24年8月27日(月)~平成24年10月5日(金)まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
	・本市ホームページ
	・情報プラザ (市役所第3庁舎2階)
募集の周知方法	・各区役所(市政資料コーナー)
	・市政だより
	・健康福祉局長寿社会部介護保険課(市役所第3庁舎6階)
	・本市ホームページ
 結果の公表方法	・情報プラザ (市役所第3庁舎2階)
和木の公衣方伝	・各区役所(市政資料コーナー)
	・健康福祉局長寿社会部介護保険課(市役所第3庁舎6階)

3 結果の概要

意見提出数 (意見件数)	13通(51件)
電子メール	2通(4件)
FAX	11通(47件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、介護保険法等に基づく施設等の基準の条例制定に関する御意見をいただきました。これらの御意見につきましては、条例の制定及び条例の運用のうえで参考とさせていただき、介護保険法等に基づく施設等の基準の条例制定の手続きを進めます。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、条例制定の考え方に反映させたもの
- B 条例制定の考え方の趣旨に沿った意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 介護保険施策に対する御意見・御要望であり、条例制定の考え方を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目		市の考え方の区分				
		A	В	C	D	E
記録の保存期間について	4			4		
各個別サービスについて						
・通所介護の緊急時の体制について						
・通所介護の看護師の配置基準について	4				4	
・認知症対応型通所介護の職員配置基準について						
・介護老人保健施設の基準について						
介護報酬に関すること						
・介護報酬単価の見直しについて						
・加算の見直しについて						
・(介護予防)通所介護の単位の見直しについて						
・通所介護の入浴加算について						3 3
・通所介護の送迎について						33
・通所介護の医療行為・救急対応について						
・軽度者への車椅子等の例外給付について						
・屋外でのサービス提供について						
・理美容・歯科等のサービス提供について						
その他						
・介護認定に関すること						
・情報公表制度について	10					1.0
・お泊りデイサービスについて						10
・介護支援専門員の担当件数について						
・介護保険制度利用者の負担率について						
合 計 (件数)	5 1	0	0	4	4	4 3

具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

(1) 記録の保存について

No.	意見の概要	件数	市の考え方	対応
	記録の保存期間を5年間とすることに		今回の記録の保存期間を2年間から	
	ついて、書類を保存するためのスペー		5年間に見直すことにつきましては、不	
	ス確保が困難です。		正請求等に対する介護報酬の返還請求	
			の消滅時効である5年と合わせるため	
			のものです。適正かつ公平な介護保険制	
1		4件	度運営のためご理解をいただきますよ	С
			うお願い致します。	
			なお、保存期間の始期につきまして、	
			なるべく事業所の皆様のご負担になら	
			ないように考え方を整理し、今後お示し	
			してまいります。	

(2) 各個別サービスについて

No.	意見の概要	件数	市の考え方	対応
2	通所介護において、緊急時の利用者の 安全や便宜を考慮し、柔軟な人員配置 を認めてほしい。	1件	条例制定にあたり、ご指摘いただきました人員配置の基準につきましては、国の省令どおりに「従うべき基準」とされ	D
3	通所介護において、事業所規模の評価 の趣旨が理解できない。看護師の配置 基準を見直してほしい。	1件	ており、本市に裁量がございませんの で、案でお示ししたとおり条例を制定し てまいります。	D
4	認知症対応型通所介護において、有資格者の配置等の指定基準を見直してほ しい。	1件		D
5	介護老人保健施設におけるレクリエーションルーム並びに談話室の面積数値 基準について、厚生労働省令で定められた規定以上のものを川崎市独自基準で定める場合は、費用が発生するものに補助金を設定すべき。	1件	今回の条例制定に際し、本市で検討中の独自基準はパブリックコメントにお示したとおりで、介護老人保健施設におけるレクリエーションルーム並びに談話室の面積数値基準は含まれておらず、個別の補助金交付等は検討しておりません。 なお、個別の条例解釈につきましては、今後本市の考え方をお示しする予定です。	D

(3)介護報酬に関すること

No.	意見の概要	件数	市の考え方	対応
6	介護職員処遇改善加算を廃止し、介護報 酬単価を上げてほしい。	1件	今回の条例制定は、介護サービス事業 所等の人員、設備及び運営に関する基準	Е
7	(介護予防)通所介護の単位について ・3 時間未満のサービス提供を認めてほしい ・時間区分を1時間単位にしてほしい ・介護予防通所介護を月額報酬から1回ごとの単位にするべき	3件	等に関するもので、介護報酬に関する内容は含まれておりません。 なお、介護報酬につきましては「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」等に定められており、国からの権限移譲の対象となっていない	E
8	通所介護における入浴加算について、利 用者様の介護度によって一般浴、特殊浴 等の差があるので、各入浴種別ごとの加 算を設定してほしい。	6件	ため、今後も引き続き厚生労働省告示により定められることとなります。	E
9	通所介護における送迎について、介護報 酬に包括化されたが、人件費等を考慮し 加算を設定してほしい。	4件		E
10	通所介護において、医療依存度の高い利用者の処置を行った場合に介護報酬で評価してほしい。	5件		E
11	その他通所介護における加算の見直しについて ・生活機能向上グループ活動加算の算定がしにくい。 ・「体制強化加算」について、介護報酬を上げれば加算を廃止できる。 ・認知症の方の受け入れについて加算を設定してほしい。 ・定員超過の減算について寛容な対応をお願いしたい。 ・利用者の心身機能、生活機能の向上に効果があった場合の加算の創設	6件		E
12	軽度の要介護者に対するベッドや車椅子の例外給付について、介護保険を利用した場合と同等の金額でレンタルできるものが出てきているので、認めないのが良いと思う。	1件		E
13	通所介護において、屋外におけるサービス提供を時間内のサービスとして認めてほしい。	6件		E

1.4	通所介護において、サービス提供時間内	1 //-	E
14	の理美容・歯科を認めてほしい。		£

(4) その他

No.	意見の概要	件数	市の考え方	対応
15	介護認定について、不適正さについて改善してほしい。また、介護認定審査に係る費用を公開してほしい。	2件	今回の条例制定の中に、介護認定に関する事項は含まれておりません。 なお、要介護認定につきましては、今後も全国共通の基準により、公平公正な審査判定を行ってまいります。 また、本市における介護認定審査に係る費用は、平成24年度予算の中で、認定審査会経費として1億1057万4千円、認定調査員経費として6億610万9千円が計上されています。	E
16	情報公表制度は活用が少ないと感じている。無駄な経費を削減するために中止 してほしい。	1件	今回の条例制定は、介護サービス事業 所等の人員、設備及び運営に関する基準 等に関するもので、情報公表制度に関す る内容は含まれておりません。 なお、情報公開制度に関する事項は引 き続き県の所管分野となります。	E
17	通所介護における、いわゆる「お泊りデイサービス」についてガイドラインを策定してほしい。	5件	「お泊りデイサービス」については、 介護保険制度外の民間事業者による独 自事業となるため、今回の権限移譲に伴 う条例制定の対象とはなりません。 なお、本市においては、現在市内にお ける同サービスの実態把握を行ってお ります。	Е
18	介護支援専門員 (ケアマネジャー) の担 当件数について、35件を超えた場合の 減算はあるが、利用者保護のために35 件以上担当できないようにするべき。	1件	今回の条例制定の中に、居宅介護支援 事業所に関する基準は含まれておりま せん。	E
19	介護保険サービスが充実しすぎて、家族 が面倒をみなくなっている。利用者の負 担率を引き上げて利用を抑制すべき。	1件	今回の条例制定は、介護サービス事業 所等の人員、設備及び運営に関する基準 等に関するもので、利用者の負担率に関 する内容は含まれておりません。 なお、利用者の負担率につきましては 介護保険法に定められており、本市に裁 量権がございません。	E

議案第234号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市北部リハビリテーションセンター
(2) 所在地	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	① (百合丘障害者センター)
	地域リハビリテーションの中核機関として、障害の有無にかかわ
	らず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実
	現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及に努め、自立と社会
	参加の促進のための各種相談及び技術支援等を行い、もって利用者
	の生活の質の向上に寄与することを目的とする。
	②(百合丘日中活動センター)
	障害者自立支援法に規定する就労移行支援、就労継続支援(B
	型)、生活訓練及び生活介護の事業をもって、利用者の自立の促進
	や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。
	③ (百合丘地域生活支援センター)
	障害者自立支援法に規定する相談支援、地域活動支援センター及
	び会議室を利用した交流推進の事業をもって、利用者の自立の促進
	や在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容	①(百合丘障害者センター)
	・障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。
	・障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、
	治療、訓練、検査及び評価に関すること。
	・障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他
	の便宜の供与に関すること。
	・障害者に係る福祉用具の普及の促進に関すること。
	②(百合丘日中活動センター)
	・障害者自立支援法に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援
	及び就労継続支援(B型)に関すること。
	・建物全体の光熱水費支払い及び建物の維持管理等に関すること。
	③ (百合丘地域生活支援センター)
	・障害者自立支援法に規定する相談支援に関すること。
	・障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターに関するこ
	と。
	・市民相互の交流を促進するために会議室を利用に供すること。
(6) 現在の管理者	麻生区内複合福祉施設共同事業体
(7) 現在の管理運営費	1億175万5,296円(過去5年間の平均年額)

2 指定管理者となる団体の概要

名	称	麻生区内複合福祉施設共同事業体
		代表者 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

	理事長 長谷川 忠司 構成員 特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会 理事長 築根 俊明
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号

/b + +	
代 表 者	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号
代表者名	理事長 長谷川 忠司
設立年月	昭和61年2月1日
資産総額	51億6,943万5,536円
職員数	706名
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよ
	う創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身とも
	に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会に
	おいて営むことができるよう支援することを目的とする。
事業概要	(1) 障害者支援施設の経営
(平成24年度)	(2)身体障害者福祉センターの経営
	(3)障害福祉サービス事業の経営
	(4)相談支援事業の経営
決算	就労支援事業収入計(1) 22,592,463円
(平成23年度)	就労支援事業支出計(2) 22,881,483円
	就労支援事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2) △289,020円
	福祉事業収入計(4) 5,651,351,377円
	福祉事業支出計(5) 5,383,705,654円
	福祉事業活動資金収支差額(6)=(4)-(5) 267,645,723円
	施設整備等収入計(7) 214,469,100円
	施設整備等支出計(8) 485,024,328円
	施設整備等資金収支差額(9)=(7)-(8) △270,555,228円
	財務収入計(10) 124,540,168円
	財務支出計(11) 35,430,000円
	財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11) 89,110,168円
	予備費(13) 0円
	当期資金収支差額合計(14)=(3)+(6)+(9)+(12) 85,911,643円
	前期末支払資金残高(15) 1,793,011,368円
	当期末支払資金残高(16)=(14)+(15) 1,878,923,011円

構成員名	特定非営利活動法人たま・あさお精神保健福祉をすすめる会
所 在 地	川崎市多摩区登戸2959番地
代表者名	理事長 築根 俊明
設立年月	平成17年6月1日
資 産 総 額	1億1,882万26円
職員数	28名
設立目的	誰もが人間らしく当たり前に生きていくための街づくりを目指し、川崎市多
	摩・麻生区を生活圏とする精神障害者のための障害福祉サービス事業、共同
	住居提供等の事業展開、地域社会への啓発・広報活動を行い、さらには就労

	T	
	支援事業、退院促進事業の運営も視野にフ	くれ、精神障害者の地域生活支援を
	展開することによって保健、医療又は福祉	の増進に寄与することを目的とす
	る。	
事業概要	(1) 障害福祉サービス事業の経営	
(平成23年度)	(2) 相談支援事業の経営	
	(3) 地域活動支援センターの経営	
決 算	経常収益計(1)	300,838,397円
(平成23年度)	経常費用計(2)	250, 394, 344円
	当期経常増減額(3)=(1)-(2)	50,444,053円
	経常外収益計(4)	0 円
	経常外費用計(5)	0円
	当期経常外増減額(6)=(4)-(5)	0円
	当期正味財産増減額(7)=(3)+(6)	50,444,053円
	前期繰越正味財産額(8)	68,375,973円
	次期繰越正味財産額(9)=(7)+(8)	118,820,026円

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 争耒計凹	
項目	事業内容
障害者支援に対する考え	・個々のニーズに応じた個別プログラムを作成、遂行する。
方、方向性、取組	・高次脳機能障害、発達障害、難病等のあらゆる障害に対応し、
	支援の研究及び研修会を実施する。
	・ピアサポート活動などの仲間同士の支えあいや体験交流を大切
	にして、一人ひとりが地域の中で自分らしく生きていくことを目
	指す。
施設運営計画	・障害種別、性別、年齢、地域を問わず、全ての障害を対象とし
	て、総合相談を実施する。
	・補装具外来を月4回、座位保持装置外来を月1回開催する。
	・高次脳機能障害のデリバリー研修会を実施する。
	・百合丘地域生活支援センターでは、常勤職員一人当たりの個別
	担当数を約40名、1日あたりの利用者数を平均で20名以上を
	見込む。
他機関との連携	・神奈川県内のリハビリテーションセンターと高次脳機能障害連
	絡会を開催し、情報共有や事例検討などを行う。
	・北部リハビリテーションセンター内の調整会議を月1回実施
	し、連絡調整を徹底する。
	・多摩区、麻生区の自立支援協議会に参画し、スムーズな運営を
	支援する。

課題の把握及び重点取組	・第三者評価を受審し、施設運営の課題を整理する。 ・支援方法が確立していない障害のため、相談から支援までを地域やセンター内の連携を強化し、これまでにない支援プログラムの創出や支援場所の確保を行っていく。
その他の事業提案	・就労移行支援において、利用者へのより専門的なアプローチを 実施するため、作業療法士を配置する。 ・指定一般相談支援事業所の指定を受け、地域移行・地域定着支 援を実施する。

6 収支計画

(1) 百合丘障害者センター

(単位:千円)

項 目		金額((消費税及び対	也方消費税を	(含む。)	
項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合 計
収 入	62, 194	62, 194	62, 194	62, 194	62, 194	310, 970
指定管理料	61, 931	61, 931	61, 931	61, 931	61, 931	309, 655
その他の収入	263	263	263	263	263	1, 315
支 出	62, 194	62, 194	62, 194	62, 194	62, 194	310, 970

(2) 百合丘日中活動センター

(単位:千円)

項目		金額	(消費税及び対	地方消費税を	:含む。)	
切 ロ	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合 計
収 入	113, 333	113, 333	113, 333	113, 333	113, 333	566, 665
自立支援費等収入	83, 333	83, 333	83, 333	83, 333	83, 333	416, 665
川崎市加算	18, 898	18, 898	18, 898	18, 898	18, 898	94, 490
指定管理料	10, 952	10, 952	10, 952	10, 952	10, 952	54, 760
その他の収入	150	150	150	150	150	750
支 出	109, 685	110, 866	111, 146	111, 912	113, 102	556, 711

(1) 百合丘地域活動支援センター

(単位:千円)

項目		金額	(消費税及び	地方消費税を	:含む。)	
切 ロ	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合 計
収 入	25, 035	25, 419	25, 813	26, 212	26, 618	129, 097
自立支援費等収入	1, 292	1,626	1, 970	2, 319	2,675	9, 882
指定管理料	22, 843	22, 843	22, 843	22, 843	22, 843	114, 215
会議室利用料	400	450	500	550	600	2, 500
その他の収入	500	500	500	500	500	2, 500
支 出	25, 035	25, 419	25, 813	26, 212	26, 618	129, 097

川崎市北部リハビリテーションセンターの指定管理者の選定結果について

1 応募状況

応募団体:1団体(麻牛区内複合福祉施設共同事業体)

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】赤塚 光子 (川崎市障害者地域自立支援協議会会長)

【学識経験者】渡部 匡隆(横浜国立大学教授)

【朝物職をする者】芳垣 康彦(横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター所長)

【財務専門家】鈴木 稔巳(公認会計士)

【財務専門家】渡辺 仁(公認会計士)

3 選定理由

現在も指定管理者として当該施設の管理運営を行っており、地域性、総合性、専門性を基本理念とした仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当といえる。

また、運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

(1) 施設の設置目的の達成とサービスの向上

当該施設の設置目的を十分に理解し、障害種別、年齢、性別、原因疾患を問わず、制度が確立していない障害者についても支援対象とし、専門性の高いサービスを行うこと等について具体的な提案がなされていた。

(2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

効率的な施設運営に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた 収支計画となっている点などを評価した。

(3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

法人内の研修システムを活用するほか、外部研修等に講師として職員を派遣するなど、職 員の資質向上に向けた取組が具体的に示されていることなどを評価した。

(4) 応募団体自身に関する項目

当該施設及び類似施設の運営実績が豊富であり、運営実績を踏まえた提案がなされ、安定した施設の管理運営が見込まれることを評価した。

(5) 応募団体の取組に関する事項

組織及び運営に関する規定等も整備されており、職員研修の実施などの具体的な取組の提案がされていたことなどを評価した。

4 審査結果(※基準点600点以上)

選定基準	配点	麻生区内複合福祉 施設共同事業体	
①施設の設置目的の達成 とサービスの向上	350点	262点	
②施設機能の発揮と管理 経費の縮減	275点	187点	
③事業の安定性及び継続性の確保への取組	200点	149点	
④応募団体自身に関する 項目	100点	7 9 点	
⑤応募団体の取組に関す る事項	7 5 点	5 2 点	
合 計	1,000点	7 2 9 点	

[※]配点は委員一人あたり200点

5 提案額

478,630千円(5年間)

議案第235号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	社会復帰訓練所
(2) 所在地	川崎市高津区末長276番地6
(3) 設置条例	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例
(4) 設置目的	障害者自立支援法第5条第14項及び第15項の規定に基づき、在
	宅の障害者に対して、創作的活動や生活能力の向上のために必要な
	訓練、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職
	活動に関する支援等一般就労に向けた支援の提供等を行い、もって
	利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図ることを目的とす
	る。
(5) 施設の事業内容	(1)障害者自立支援法第5条第14項に規定された就労移行支援事
	業
	(2)障害者自立支援法第5条第15項に規定された就労継続支援事
	業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続
	支援B型事業
	(3) その他の当該施設の管理のために必要な業務
	ア利用者の健康・安全管理
	イ 利用者の送迎に係る業務
	ウ その他本事業の設置目的を達成するために必要な業務
(6) 現在の管理者	社会福祉法人川崎聖風福祉会
(7) 現在の管理運営費	3,762,710円(指定期間5年間の平均年額)

2 指定管理者となる団体の概要

名称	社会福祉法人川崎聖風福祉会			
所 在 地	川崎市川崎区池上新町3丁目1番8号			
代 表 者	理事長 佐々木 元行			
設立年月	昭和43年8月12日			
資産総額	14億7,045万6,042円			
職員数	107名			
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよ			
	う創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した			
	生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。			
事業概要	(1) 救護施設の経営			
(平成24年度)	(2)養護老人ホームの経営			
	(3) 老人デイサービス事業の経営(2か所)			
	(4) 老人居宅介護等事業の経営			
	(5) 隣保事業の経営			
	(6) 障害者相談施設の経営			
	(7)指定障害者福祉サービス事業の経営(3か所)			
	(8) 障害者地域生活支援事業の経営			
	(9) 住宅手当緊急特別措置事業に関する住宅手当相談センターの経営			

1		
決算		1, 125, 581, 823円
(平成23年度)	経常支出計(2)	1,066,413,990円
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	59, 167, 833円
	施設整備等収入計(4)	0円
	施設整備等支出計(5)	22,832,775円
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	$\triangle 22$, 832, 775円
	財務収入計(7)	27, 492, 480円
	財務支出計(8)	50,941,213円
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	$\triangle 23$, 448, 733円
	就労支援事業収入計(10)	3,221,453円
	就労支援事業支出計(11)	3,090,950円
	就労支援事業活動資金収支差額(12)=(10)	-(11) 1 3 0, 5 0 3 円
	福祉事業収入計(13)	35,623,099円
	福祉事業支出計(14)	33,885,168円
	福祉事業活動資金収支差額(15)=(13)-(14	1,737,931円
	予備費支出計(16)	△351,750円
	当期資金収支差額合計(17)=(3)+(6)+(9)+	(12)+(15)+(16)
		14,403,009円
	前期末支払資金残高(18)	296,766,514円
	当期末支払資金残高(19)=(17)+(18)	311, 169, 523円

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

項目	事業内容
障害者支援に対する考え	・就労継続B型事業において、就労移行支援事業に向けての準備
方、方向性、取組	段階としての利用も視野に入れ、社会での就労をイメージできる
	ような支援を行うとともに、就労に向けての生活場面における支
	援、交流活動のサポートを行う。
	・就労移行支援事業において、就労を希望する方に、施設内作業
	だけでなく企業における職場実習や、請負作業、アルバイト等の
	経験をしていただきながら、実践的な就労準備のための支援を行
	う。またコミュニケーションセミナーや就労支援セミナーなどを
	積極的に行い、意欲的かつ長期的に就業できる職場を一緒に探し
	ていく。就労後は、企業や他の支援機関と連携し職場環境や業務
	内容の改善、工夫を含めたフォローアップを行う。
施設運営計画	・個別の状況や準備段階に合わせて、効果的なプログラムを実施
	する。
	・日課に合わせた定期的な通所を通して、基礎的生活習慣、集団
	生活におけるマナーやルールの習得、コミュニケーションスキル

等を身に付ける支援を行う。
・就労支援センター、ハローワーク、生活支援センター、保健福
祉センター、医療機関などの支援機関と連携し、就労支援を計画
的、継続的に実施していく上で生活支援、健康管理など就労以外
のサポートをすることによって安定的な就労、生活及び健康の維
持を図る。
・就労移行プログラムの見直しを段階的に実施し、就労移行支援
事業の充実を図る。
・就職した利用者の離職率を減らすために、定着支援と他機関と
の連携を強化し長期安定就労の実現を目指す。
・職員の資質向上のため研修や資格取得を積極的に進める。
・利用者の就労へ向けて、就労継続・就労移行の支援に加え、日
常生活における相談支援や余暇支援等も積極的に行い利用者ニ
ーズを把握しサービスの提供に努める。

6 収支計画 (単位:千円)

						` ' '	
·塔 口			金額	(消費税及び対	地方消費税を	:含む。)	
	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合 計
	収 入	38, 103	38, 257	39, 583	40, 856	40, 856	197, 655
	自立支援給付費収入	31, 405	31, 559	32, 885	34, 158	34, 158	164, 165
	指定管理料	4, 538	4, 538	4, 538	4, 538	4, 538	22, 690
	その他の収入	2, 160	2, 160	2, 160	2, 160	2, 160	10,800
	支 出	38, 103	38, 257	39, 583	40, 856	40, 856	197, 655

社会復帰訓練所の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

応募団体:1団体(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】赤塚 光子 (川崎市障害者地域自立支援協議会会長)

【学識経験者】渡部 匡隆(横浜国立大学教授)

【朝粉纖をする者】芳垣 康彦(横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター所長)

【財務専門家】鈴木 稔巳(公認会計士)

【財務専門家】渡辺 仁(公認会計士)

3 選定理由

社会福祉法人川崎聖風福祉会は、現在、指定管理者として当該施設の管理運営を行っており、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業や収支の計画も妥当といえる。また、市内で精神障害者の相談支援事業やグループホームの運営、その他社会福祉事業を複数運営し、十分な支援の実績がある。法人の運営状況も良好であり、安定した施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

(1) 事業目的の達成とサービスの向上への取組

今までの運営実績を活かした就労移行支援、就労継続支援等の具体的な事業計画が提案されていることなどを評価した。

(2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

効率的な施設運営に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた 収支計画となっている点などを評価した。

(3) 事業の安定性・継続性の確保への取組

定期的な研修の実施など、職員の能力向上の取組が計画されていることや、業務改善に向けた重点的な取組が明確に示されていることなどを評価した。

(4) 応募団体自身についての評価

当該施設及びその他社会福祉事業の運営実績もあり、安定的な管理が見込まれることなどを評価した。

(5) 応募団体の取組

組織及び運営に関する個人情報保護等の実績も整備されており、職員研修の実施などの具体的な取組が計画されていることや、業務改善に向けた重点的な取組が明確に示されていることなどを評価した。

4 審査結果(※基準点600点以上)

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎聖風福祉会
①施設の設置目的の達成 及びサービスの向上	350点	247点
②施設機能の発揮と管理 経費の縮減	275点	179点
③事業の安定性及び継続 性の確保への取組	200点	134点
④応募団体自身に関する 項目	100点	73点
⑤応募団体の取組に関す る事項	7 5 点	5 1 点
合 計	1,000点	684点

[※]配点は委員一人あたり200点

5 提案額

22,690千円(5年間)

議案第236号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

() ()	The State of the S
(1) 名称	川崎市視覚障害者情報文化センター
(2) 所在地	川崎区堤根34番地15
(3) 設置条例	川崎市視覚障害者情報文化センター条例
(4) 設置目的	視覚障害者に対し情報を提供し、並びに日常生活及び社会生活を 営むために必要な訓練その他の支援を行うとともに、視覚障害者 のための活動の場を提供することにより、視覚障害者の自立と社 会参加を促進し、もって視覚障害者の福祉の増進を図ることを目 的とする。
(5) 施設の事業内容	点字図書・録音図書等の貸出し、歩行・情報機器操作等の訓練、 読書会・交流会等の文化活動の支援、点訳者・音訳者等の指導育 成など
(6) 現在の管理者	新設
(7) 現在の管理運営費	新設

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人 日本点字図書館			
所 在 地	東京都新宿区高田馬場1丁目23番4号			
代表者名	理事長 田中 徹二			
設立年月	昭和25年10月9日			
資産総額	21億1,165万6,259円			
職員数	理事10人、監事2人、職員57人			
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊	重して総合	合的に提供	されるよ
	う創意工夫することにより、利用者が、個人			• • •
	た生活を地域社会において営むことができる	-	• •	D = 1 = 2 = 1 1
	害者情報提供施設日本点字図書館の設置経営)視聴覚障	音者情報
I Was Indian	提供施設に関する連絡事業を行うことを目的	, - 0		
事業概要	(1) 日本点字図書館(視聴覚障害者情報提			*
(平成24年度)	(2) 視覚障害者情報総合ネットワークシス		ゴエ」の管	'埋
\h. \h. \h.	(3) 視覚障害者用日常生活用具の販売斡旋			-
決 算		, 146,		
(平成23年度)	経常支出計(2)	, 166,	030,	821円
	経常活動資金収支差額(3=1-2)	$\triangle 19$,	809,	073円
	施設整備等収入計(4)			0円
	施設整備等支出計(5)	7,	187,	968円
	施設整備等資金収支差額(6=4-5)	riangle 7 ,	187,	968円
	財務収入計(7)	36,	494,	234円
	財務支出計(8)	15,	605,	009円
	財務活動資金収支差額(9=7-8)	20,	889,	225円
	当期資金収支差額合計(10=3+6+9)	riangle 6 ,	107,	816円
	前期末支払資金残高(11)	63,	622,	922円
	当期末支払資金残高(10+11)	57,	5 1 5,	106円

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

項目	事業内容
障害者支援に対	
する考え方、方	練等を提供し、開かれたセンターを目指す。
向性、取組	・貸出しは、来館、電話、手紙、FAX、電子メール、サピエ(視覚障
	害者情報総合ネットワークシステム)を利用してのオンラインリクエス
	ト等により受付け。発送貸出しは原則1日1回郵便局を通して実施
	・サピエを通じた全国規模での相互貸借を通じ、利用者のニーズに対応
	したサービスを展開
	・全国視覚障害者情報提供施設協会による図書製作基準に準拠した品質
	で、点訳及び録音をボランティアに委託製作
	・録音図書を再生するための読書用機材の貸出し
	・墨字、点字、録音物、インターネットによる情報誌の無料発行
	・私的な図書や日常生活で必要とする電化製品の説明書等、個人的なニ
	ーズに応えるためのプライベートサービスの実施
	・点訳者及び朗読者の養成、技術指導
	・中途視覚障害者への歩行訓練、日常生活訓練の実施
	・市内の録音グループ、点訳グループ、拡大写本グループ、デイジー図
	書製作グループ、パソコンサポートグループ等との連携
	・読書会、各種講座、朗読会、落語・講談会、各種コンサート、音声解
	説付映画鑑賞会、防災対策セミナーの開催
施設運営(提供	・視覚障害者等向けの資料や点字・録音図書、デイジー図書の製作・提
するサービスの	供等を行うとともに、サピエを活用した資料の提供に努める。提供にあ
考え方)	たっては、ボランティアの活用により、自館での資料作成の体制充実を
	図る。また、全国視覚障害者情報提供施設協会と連携して、貸出業務の
	効率化を高めるために、W e b 図書館の導入を行う。さらに、中途視覚
	障害者を対象に、日常生活に必要な基礎的訓練や視覚障害に対する相談
	業務を実施する。
	・情報提供に当たっては、①ニーズやリサーチに基づく情報であること
	②信頼できる確かな情報であること③需要に応えた適切な情報でかつ迅
	速であること④内容が豊富でかつ充実した情報であること、を基本的な
F1 = =1.5H2	要件とする。
他の事業者や地	・サービス委員会を実施し、利用者、ボランティア、公共図書館職員、
域、市民等との	学識経験者(眼科医)、関係行政機関との連携を深める。
連携・協働等へ	
の考え方	ィアと協働していくほか、センターの各種事業にボランティアの積極的
	な参加を促す。
	・市内眼科医と連携し、中途視覚障害者に対する情報提供を図る。また、
	地域保健師、民生委員の協力を得て、在宅視覚障害者の発掘、情報提供
	を図る。

課題の把握及び 重点的な取組に ついての考え方

- ・カセットユーザーに対して、デイジー(CD)図書への移行を進める ため、デイジーの利便性や再生機の操作などを、不慣れな方や高齢者に もきめ細かく時間をかけて丁寧に指導を実施する。
- ・著作権法の改正により、視覚障害者以外の視覚による表現の認識に障害のある方(学習障害、高次脳機能障害等)も録音図書を利用することが可能となったため、こうした活字読書困難者に対してもサービスを実施する。
- ・サピエとの相互データのやり取りがスムーズに行え、蔵書登録、他館との相互貸借を効果的に行うため、目録情報管理を、全国の点字図書館が導入しているWeb図書館システムに移行する。
- ・膨大な資料がオンラインリクエストによって利用できるサピエの積極的な広報を図り、自館製作図書の提供だけでなく、他館製作の図書から魅力ある図書を紹介し、図書の利用を促進する。ダウンロードが不得意な利用者にはデータダウンロードサービスを実施し、情報入手の格差を解消する。

その他の事業提案

・サピエの充実で全国の情報提供施設・団体の製作資料を活用し積極的 にサービスを展開するとともに、従来の蔵書の製作から、個人のプライ ベート資料の製作や、リクエストによる資料製作を積極的に推し進め、 蔵書を持たないサービスを提供していく。

6 収支計画 (単位:千円)

項目		金額(消費税及び地方消費税を含む。)					
	項目	H 2 6 年度	H 2 7年度	H 2 8 年度	H29年度	H30年度	合 計
	収 入	90, 863	80, 917	82, 933	79, 868	81, 576	416, 157
	指定管理料	90, 863	80, 917	82, 933	79, 868	81, 576	416, 157
	利用料金	0	0	0	0	0	0
	その他の収入	0	0	0	0	0	0
	支 出	90, 863	80, 917	82, 933	79, 868	81, 576	416, 157

川崎市視覚障害者情報文化センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加:3団体 応募団体:3団体

社会福祉法人 日本点字図書館 財団法人 川崎市身体障害者協会

その他法人A(基準点未満のため団体名は非公表)

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】赤塚 光子(川崎市障害者地域自立支援協議会会長)

【学識経験者】渡部 匡隆(横浜国立大学教授)

【朝物織を打る者】芳垣 康彦 (横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター所長)

【財務専門家】鈴木 稔巳(公認会計士)

【財務専門家】渡辺 仁(公認会計士)

3 選定理由

仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業や収支計画も妥当であること、また、具体的な職員確保対策が示されていることや同種施設の運営実績から、 安定的な施設運営が見込まれることなどを評価し、当該団体を選定した。

(1) 事業目的の達成とサービスの向上への取組

視覚障害者情報提供施設(点字図書館)の設置目的を十分理解した上で、同種施設におけるこれまでの運営実績を活かした具体的な事業計画が提案されていることを評価した。

(2) 事業経営計画と管理経費縮減等への取組

効率的な施設運営と管理経費縮減に対する考え方・方針が明確に示されており、事業計画と整合がとれた収支計画となっていたことを評価した。

(3) 事業の安定性・継続性の確保への取組

業務改善や、職員の資質向上に向けた取組のほか、施設長や職員確保についての対策が、他の応募団体と比較して、より明確に示されていた点を評価した。

(4) 応募団体自身についての評価

応募団体の中で、唯一、視覚障害者情報提供施設の運営実績を有しており、わが国でも有数の点字図書館である「日本点字図書館(東京都新宿区)」を長期にわたり運営してきたことなど、これまでの実績やノウハウが豊富であり、安定的な運営が期待できることを評価した。

(5) 応募団体の取組

個人情報の保護についての規程が整備されており、個人情報の管理体制や安全性確保のための取組が具体的に提案されていたことなどを評価した。

4 審査結果(※基準点600点以上)

選定基準	配点	指定管理 予定者	(財)川崎市身 体障害者協会	その他法人A (<u>※</u>)
①事業目的の達成とサー ビスの向上への取組	350点	252点	241点	213点
②事業経営計画と管理経 費縮減等への取組	300点	195点	171点	147点
③事業の安定性・継続性 の確保への取組	200点	136点	126点	109点
④応募団体自身について の評価	100点	77点	70点	37点
⑤応募団体の取組	50点	35点	34点	23点
슴 計	1000点	695点	642点	529点

[※] 基準点未満のため団体名は非公表

5 提案額

416,157千円(5年間)

議案第237号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称 川崎市百合丘老人いこいの家 (2) 所在地 川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
(の) 部界を屋
(3) 設置条例 川崎市老人いこいの家条例
(4) 設置目的 老人に対し、健全ないこいの場を提供し、もって老人の心身の
康増進を図ることを目的とする。
(5) 施設の事業内容 ①いこいの家事業に関する業務(ア. 教養の向上及びレクリエ
ション、イ. 虚弱な高齢者を対象とした介護予防、ウ. 団塊世
の利用促進に資する取組み、エ. 利用者の自主活動に対する
動の場の提供、オ. 入浴事業、カ. 運営委員会の設置・運営
キ. 生活相談事業) ②利用の許可に関する業務 ③利用者
見等の把握に関する業務 ④セルフモニタリング、本市が行う
ニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務
施設等の維持管理に関する業務 ⑥いこいの家の備品等器具の
管理及びこれらの使用に関する業務の各種会議及び研修会へ
の出席に関する業務 ⑧社会資源の活用等に関する業務 ⑨第
全管理に関する業務 ⑩個人情報の保護に関する業務 ⑪運営
の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務 ②本市及び本
が事業を委託した団体が実施する事業への協力、支援に関する
務 ⑬災害時の対応に関する業務 ⑭百合丘日中活動センター
百合丘地域生活支援センターとの調整に関する業務 ⑬福祉事
務所・地域包括支援センターとの連携 ⑯その他
(6) 現在の管理者 麻生区内複合福祉施設共同事業体
(7) 現在の管理運営費 2,692,859円(過去4年間の平均決算額)

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会
所 在 地	川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号
代表者名	会長 森 政 吉
設立年月	平成8年4月
総資産額	7,203万1,973円
職員数	職員28人
設立目的	川崎市麻生区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の
	健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を
	図ることを目的とする。
事業概要	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
(平成23年度)	(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
	(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整
	及び助成
	(4)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
	(5) 共同募金事業への協力
	(6) ボランティア活動の振興
	(7)川崎市福祉パルあさおの受託経営
	(8) ホームヘルプ事業

	(9)川崎市老人いこいの家の指定管理(7か所)			
	(10) 川崎市麻生老人福祉センターの指定管理			
	(11) 麻生区あんしんセンター事業 (日常生活自立支援事業)			
決 算	経常収入計(1)	106, 443, 282円		
(平成23年度)	経常支出計(2)	108, 380, 834円		
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△1,937,552円		
	施設整備等収入(4)	0円		
	施設整備等支出(5)	262, 500円		
	施設整備等収支差額(6)=(4)-(5)	$\triangle 262,500$ 円		
	財務収入計(7)	0円		
	財務支出計(8)	0円		
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円		
	予備費(10)	0円		
	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	$\triangle 2,200,052$ 円		
	前期末支払資金残高(12)	12,713,811円		
	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	10,513,759円		

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

項目	事業内容
施設運営	・高齢者の健康増進や生きがいづくりに重点を置いた講座の開催、住民が主体となって実施する会食会や配食活動等の小地域福祉活動の場を提供し支援していく。 ・利用者の来所時に、管理人が健康状態を確認し、また、必要に応じて相談に乗ることで、高齢者の心身への配慮に努めていく。 ・地域に根ざした施設として、会食会や配食、ミニデイを実施するための活動場所を提供するとともに、環境整備や活動の周
	知を図り、積極的な地域交流に努めていく。
その他の事業提案	・「いこい元気広場」の周知や、「暮らしの元気度チェック」を配布し、虚弱な高齢者を対象とした介護予防に取組んでいく。 ・いこいの家の周知に努めるとともに、団塊世代の方が関心を持つような教養講座の設定や団塊世代が利用しやすい環境の整備に努めていく。 ・「生活相談事業」の実施にあたり、区役所高齢者支援課や地域包括支援センターと連携を図り、実際の支援につながるよう努めていく。

6 収支計画 _____(単位:千円)

	項目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)		
境 日		平成25年度	合計	
	収 入	3,872,106	3,872,106	
-	指定管理料	3,872,106	3,872,106	
	利用料金	0	0	
	その他の収入	0	0	
	支 出	3,872,106	3,872,106	

百合丘老人いこいの家の指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加:1団体

応募団体:1団体(社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会)

2 民間活用推進委員会委員

【学識経験者】村井 祐一(田園調布学園大学教授)

【学識経験者】坏 洋一(日本女子大学准教授)

【公認会計士】林 克年(林克年事務所)

3 選定理由

老人いこいの家や老人福祉センターの管理運営の実績や事業計画、経費見積書等の妥当性、応募団体自身の社会福祉問題に対する取組を評価し、当該団体を選定した。

(1) 施設の設置目的の達成及びサービスの向上

当該施設の設置目的や仕様等を十分理解した上で、虚弱高齢者の介護予防に資する取組や、団塊世代の利用促進に資する取組を評価した。

(2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

事業計画と整合性が取れた経費見積となっているところを評価した。

(3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

セルフモニタリングについての考え方、利用者意見の把握方法と反映方法についての仕組みが整っているところを評価した。

(4) 応募団体自身に関する項目

麻生区内の老人いこいの家7か所や、麻生老人福祉センターを指定管理者として管理、 運営している実績があり、それらの運営実績を踏まえた提案がなされたところを評価した。

(5) 応募団体の取組に関する事項

コンプライアンス、個人情報保護への認識が示されているとともに、社会福祉に対する 諸課題への取組が示されており、地域福祉活動計画の策定等の具体的な取組が提案されて いるところを評価した。

4 審査結果(※基準点360点以上)

選定基準	配点	指定管理 予定者
①施設の設置目的の達成 及びサービスの向上	240点	148点
②施設機能の発揮と管理 経費の縮減	180点	112点
③事業の安定性及び継続 性の確保への取組	90点	56点
④応募団体自身に関する 項目	60点	45点
⑤応募団体の取組に関す る事項	30点	20点
合 計	600点	381点

5 提案額

3,872,106円(1年間)